

墨田区男女共同参画推進プラン

進捗状況報告書

【令和2年度実施事業】

令和3年度

墨田区

はじめに

墨田区では、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定し、平成18年4月から施行しています。また、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進する行動計画「墨田区男女共同参画推進プラン」を策定し、様々な施策に取り組んでいます。

この報告書は、条例第11条に基づき「墨田区男女共同参画推進プラン」の進捗状況について、区民の皆様に公表するものです。

一人ひとりが、個性と能力を発揮し、自分らしく伸び伸びと生活できる男女共同参画社会を実現するため、計画の総合的かつ横断的な推進を図っていきます。

令和4年1月

目 次

第1章 「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」	1
1 概要	2
2 基本理念	3
3 基本目標	4
4 体系	6
5 評価のしかた	8
第2章 「プラン進捗状況及び所管課評価」	9
評価の内訳	10
基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ	
施策の方向（1）男女共同参画意識を高めます	11
施策の方向（2）一人ひとりの人権意識を高めます	18
施策の方向（3）心とからだを尊重する社会づくりを進めます	23
施策の方向（4）安心して暮らせる環境の整備を進めます	36
基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】	
施策の方向（1）子育て、介護等を男女が共に担えるよう 環境整備を進めます	43
施策の方向（2）男女がいきいきと働けるよう支援します	49
基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ	
施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます	57
第3章 「墨田区男女共同参画状況」	61
1 政策方針決定への女性の参画状況	62
2 審議会等における女性委員任用状況	64
第4章 「墨田区男女共同参画推進委員会評価」	69
基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ	
施策の方向（1）男女共同参画意識を高めます	70
施策の方向（2）一人ひとりの人権意識を高めます	71
施策の方向（3）心とからだを尊重する社会づくりを進めます	72
施策の方向（4）安心して暮らせる環境の整備を進めます	73

基本目標 2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

施策の方向 (1) 子育て、介護等を男女が共に担えるよう

環境整備を進めます・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 4

施策の方向 (2) 男女がいきいきと働けるよう支援します・・・・・・・・ 7 5

基本目標 3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ

施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます・・・・・・・・ 7 6

総括評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 7

参考資料 「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」・・・・・・・・ 7 9

◆第1章◆

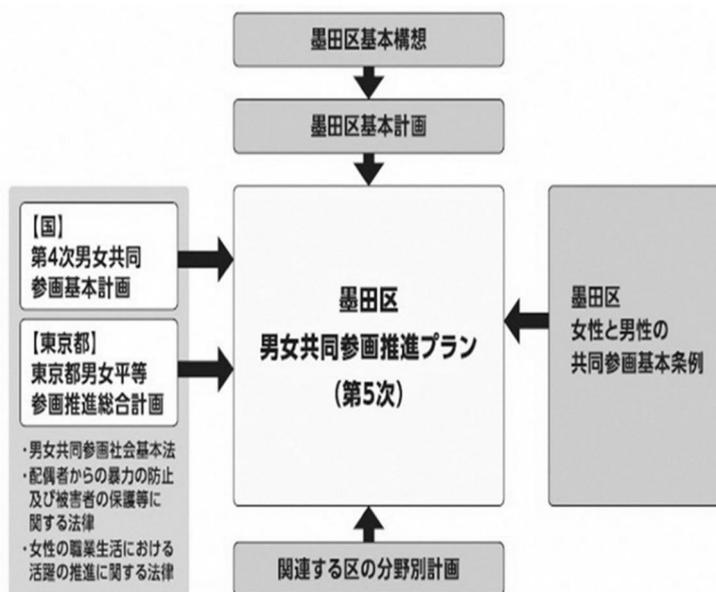
「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」

- 1 概要
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 体系
- 5 評価のしかた

1 概要

(1) 墨田区男女共同参画推進プラン(第5次)の目的及び位置づけ

- ◆ 平成18年4月に施行した「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」に基づき、墨田区の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を定めるもので、その位置づけは、次のようになります。



また、本プランは次のような性格をもっていることを念頭に「墨田区男女共同参画推進プラン(第4次)」の内容を見直し、必要な施策を加えて策定しています。

- ① このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- ② このプランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定しています。
- ③ このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定しています。
- ④ このプランは、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」第10条に基づき策定する計画です。
- ⑤ このプランは、国の「第4次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の趣旨を踏まえて策定しています。
- ⑥ このプランは、区の目指すべき将来像を掲げる「墨田区基本構想」を実現するための「墨田区基本計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定しています。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、令和元(2019)年度～令和5(2023)年度の5年間です。

2 基本理念

墨田区では、平成17年12月に「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定し、その中で男女共同参画を推進するための基本的な考え方を基本理念として定めています。本プランは、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」に示された基本理念をふまえて、「墨田区男女共同参画推進プラン（第4次）」で掲げた基本理念に、様々な個性・多様な生き方を尊重することを新しい時代のプランの特徴として取り入れ、計画を推進していきます。

すみだの男女共同参画社会の実現

地域の中で、互いが差別なく多様性と人権を尊重し、
新しい時代に向かって、すべての人がともに活躍する
男女共同参画社会の実現

認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

条例第3条 基本理念

- 1 すべての人が性別による差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- 2 すべての人が性別による役割の固定化をもたらず社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- 3 性別にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- 4 性別にかかわらず、すべての人が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- 5 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

3 基本目標

基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

男女共同参画社会の実現には、個人が性別にかかわらず、自分らしい生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。しかし、人々の意識の中には、長い時間をかけて形成されてきた性差観があり、なかでも固定的な性別役割分担意識は、時代と共に変わりつつあるものの、家庭、学校、職場、地域社会等の中で無意識のうちに浸透しています。

一人ひとりが自分らしく生きられる社会にするためには、日常生活の中に潜む偏見や差別意識を取り除くように努めることが大切です。

お互いの人権が尊重され、認め合い、支え合う共生社会の実現を目指します。

基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ【女性活躍推進計画】

男女共同参画の推進は、家庭、地域、就労の場などあらゆる分野での取組が重要です。また、働く女性の増加に伴い、法整備は進んできていますが、いまだ男性中心型労働慣行が根強く残っています。仕事と家庭の両立が困難となった場合に、固定的性別役割分担意識から女性が仕事を辞めることが少なくありません。また、男性も仕事中心の生活により、職場での職責と家庭での経済的責任が課せられる傾向が強く、男性が育児・介護休業等を取得しにくい職場風土の要因となっています。

共働き世帯が増加するなど社会経済情勢が大きく変化する中において、女性と男性が対等なパートナーとして働くことができる職場の環境づくりを促進するとともに、家事や育児、介護など、幅広い分野で男女が協力しあうことができる社会を目指します。

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ

社会や組織の活力を高めるためには、多様な人材を活用し、様々な立場の意見を取り入れることが重要です。区民の身近な生活の場として、地域社会は区民生活の基盤となるものです。少子高齢化や家族形態の変化、人間関係の希薄化等が進み、地域における課題が多様化する中、地域社会が果たす役割はますます大きくなっています。家庭と共に最も身

近な生活の場でもある地域社会において、性別にとらわれず男女が共に防災、地域活動等に参加・参画することで、地域力が高まり、男女が協働するまちづくりにつながります。

性別にとらわれず、男女が地域社会をはじめあらゆる分野の意思決定過程に参画することによって、社会状況を改革・改善するために自ら潜在的に備わっている力を発揮していくことが可能な社会を目指します。

基本目標 4 区、区民、事業者等が連携して施策を推進するまち すみだ

男女共同参画社会に向けた取組は、条例で示されているとおり、区、区民、事業者及び地域団体が連携（協働）して施策を推進する必要があります。計画の着実な推進に向け、庁内の連携を密にして各課の施策に男女共同参画の視点から横ぐしを刺し、円滑に効果的な施策推進が必要です。また、男女共同参画社会をより実現していくため、本計画を通して目標や達成手段等の共有を図り、区、区民、事業者及び地域団体が連携することで、有効かつ総合的な計画の推進体制を確立します。

4 計画の体系

すみだの男女共同参画社会の実現 認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ



認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

基本目標1

施策の方向(4)安心して暮らせる環境の整備を進めます

課題① 経済的な困難を抱える人への支援

- 困難を抱える家庭への相談の実施
 - * ひとり親相談の実施(再掲)
 - * 女性相談の実施(再掲)

■生活支援の充実

- 30 ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施
- 31 児童扶養手当・児童育成手当
 - * 出産費用の助成
 - * 福祉資金等の貸付事業
 - * ひとり親家庭等医療費助成
 - * 児童養育家庭ホームヘルプサービス事業の実施

■福祉団体等への補助事業

- * 母子生活支援施設への助成
- * 福祉団体への補助事業の実施

課題② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり

■生活・福祉サービス情報の提供

- 32 外国語翻訳アプリ、聴覚障害者コミュニケーション支援アプリ付きタブレット端末の窓口設置
 - * 区公式ホームページでの自動翻訳サービスの導入
 - * 外国語に対応したガイドブックの作成、配布
 - * 障害者福祉のしおり「フレンドリーマイベス」の配布
 - * 高齢者福祉のしおり「たんぼぼ」の配布

■安心して暮らせるまちの整備促進

- 33 英語と中国語による外国人相談の実施
- 34 介護事業者対象人権講演会の実施
- 35 バリアフリー化の促進
 - * 区民参加型の家事援助の拡充(「ハート・ライン21」事業)
 - * 「あんしんバリアフリーマップ」の運営
 - * 家庭相談の実施(再掲)
 - * だれでもトイレの整備
 - * 通訳翻訳ボランティア制度の導入
 - * 日本語ボランティア教室との協働
 - * 在住外国人支援施策の実施

■就職に関するカウンセリングや相談

- 46 就職相談コーナー事業の実施「就職・仕事カウンセリングルーム」
 - * 就労情報の提供「就職支援コーナーすみだ」

課題③ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

■ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動

- 47 ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会の実施
 - * 区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動(再掲)

■「特定事業主行動計画」の策定・実行の推進

- * 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進
- * 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進

基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ【女性活躍推進計画】

施策の方向(1)子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます

課題① 男女が共に担う子育てへの支援

- 男性の子育て参画支援
 - 36 男性のための育児教室の実施(パパのための出産準備クラス)
 - 37 男性の子育て参画支援講座の実施(父親対象事業)

■出産・子育て応援事業

- 38 出産・子育て応援事業「ゆりかご・すみだ」
- 39 学童クラブ事業の実施
- 40 一時的に子どもを預かる子育て支援事業
 - * 子育ての相互援助活動の実施(ファミリー・サポート・センター事業)
 - * 訪問型保育支援事業すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」
 - * 子育てサポーターの育成・活用
 - * 子育て自主グループの育成(子育て支援地域活動促進事業)
 - * すみだ子育てアプリの配信・運用
 - * すみだいきいき子育てガイドブックの配布

課題② 男女が共に担う介護(介助)への支援

■介護(介助)者への支援の充実

- 41 男性介護者教室や認知症家族介護者教室の実施
- 42 緊急一時介護・保護事業の実施
 - * 障害者への巡回入浴サービスの実施
 - * 高齢者の総合相談窓口業務の実施
 - * 常時介護受給者用施設の整備促進
 - * 認知症高齢者の施設の整備促進
 - * 介護保険制度の普及と介護サービスの充実

施策の方向(2)男女がいきいきと働けるよう支援します

課題① 働く場での女性の活躍推進

- 管理・監督者への女性雇用促進
 - 43 女性職員へ管理職選考等の受験促進
 - * キャリアアップ研修の実施
 - * 区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動

■仕事と家庭の両立に資する保育の実施

- 44 保育に関する相談窓口の設置
 - * 定期的な保育の実施(認可保育園、保育ママ、小規模保育所)
 - * 一時的な保育の実施(緊急、延長、休日、病児・病後児)
 - * 待機児童解消対策の推進

■女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実

- 45 すみだ人材発掘・就労支援プログラム事業の実施
 - * 一般事業主行動計画の策定促進に向けた女性活躍推進に関する情報提供
 - * 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する意識・実態調査の実施と公表
 - * 職員の男女共同参画に関する理解を深めるための研修実施
 - * 区職員対象の旧姓使用制度の実施

課題② 就業における男女共同参画の推進

■労働に関する情報提供

- * 国や都の資料の活用や関係機関と連携しての情報提供
- * 女性の就労に関する情報の提供

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ

施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題① 意思決定過程への女性の参画推進

- 審議会等における女性委員の比率向上
 - 48 審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大
 - * 女性委員の比率に関する調査の実施と結果の公表

■政治分野における女性の活躍推進

- * 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の周知

課題② 地域における男女共同参画の推進

■地域における男女共同参画意識の啓発

- 49 地域で助け合う小地域福祉活動の推進
 - * 団体・サークルの育成・支援
 - * 食育の普及、啓発

■男性の地域活動への参画支援

- 50 男性の社会貢献意識の向上促進(老人クラブ活動の活性化)
- * 定年後の男性の社会貢献意識の向上(シニア向け講座や介護教室の開催)

課題③ 防災・防犯における男女共同参画の推進

■防災分野での男女共同参画の推進

- 51 避難所運営体制の構築
 - * 地域住民を対象とした防災講座の開催
 - * 男女共同参画の視点で防災・防犯における意識啓発

基本目標4 区、区民、事業者等が連携して施策を推進するまち すみだ

施策の方向 計画の推進体制を充実します

課題① 男女共同参画推進体制の充実・強化

- * 墨田区男女共同参画推進本部による施策の計画的かつ総合的な推進
- * 墨田区男女共同参画推進委員会との連携による効果的な事業実施
- * 墨田区女性活躍推進協議会の開催
- * 墨田区男女共同参画苦情調整委員会の設置
- * DV防止のための連携会議の開催

課題② すみだ女性センターの機能充実・活動強化

- * 区民との協働による効果的な事業展開

課題③ 民間団体、企業への情報提供と啓発

- * 民間団体、企業への最新の情報提供

5 評価のしかた

(1) 評価方法

墨田区男女共同参画推進プラン（第5次：令和元年度～5年度）は、「基本理念」に基づく「基本目標」、それを実現するための「施策の方向」、具体的な「課題」、その方策としての「事業」により体系化されています。

「課題」の解決に向けて、各所管課が「事業」ごとに実施報告・自己評価を行います。これに基づき「施策の方向」及び「プラン全体」について、墨田区男女共同参画推進委員会が第三者評価を行います。

(2) 所管課の評価（本書 第2章 P.9～）

「事業」について、所管課が当年度計画と前年度実施状況を報告します。各事業の「男女共同参画の視点でめざす効果」【表1】を明らかにし、それに基づく前年度実施状況の自己評価を【表2】のとおり行いました。

【表1 男女共同参画の視点でめざす効果】

ア	家庭や地域において男女共同参画意識が高まる
イ	性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた選択が期待できる
ウ	性別に関係なく、人権が尊重される
エ	あらゆる暴力を防止することが期待できる
オ	生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
カ	あらゆる分野に性別に関係なく参画することができる
キ	仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整えることにより、性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる
ク	地域の安心・安全な生活の確保に向けて男女共同参画の視点の導入を推進する
ケ	男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる

【表2 評価】

A	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定を上回る効果を発揮した
B	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定した効果を発揮した
C	男女共同参画の視点において課題が残る
D	計画通りには実施できなかった

特に、「男女共同参画の視点」から効果を評価することを徹底しました。

(3) 墨田区男女共同参画推進委員会による評価（本書 第4章 P.69～）

(2)所管課の評価をもとに、墨田区男女共同参画推進委員会が「基本目標に対する効果」を「施策の方向」ごとに【表3】のとおり評価し、それをふまえて「課題」の総合的な評価を行い、さらにプラン全体の総括評価をしました。

【表3 基本目標に対する効果の度合い】

基本目標に対して 効果が	大きかった	
	あった	○
	少しあった	
	なかった	×

◆第2章◆

「プラン進捗状況及び所管課評価」

凡例

【男女共同参画の視点でめざす効果】

ア	家庭や地域において男女共同参画意識が高まる
イ	性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた選択が期待できる
ウ	性別に関係なく、人権が尊重される
エ	あらゆる暴力を防止することが期待できる
オ	生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
カ	あらゆる分野に性別に関係なく参画することができる
キ	仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整えることにより、性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる
ク	地域の安心・安全な生活の確保に向けて男女共同参画の視点の導入を推進する
ケ	男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる

【評価】

A	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定を上回る効果を発揮した
B	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定した効果を発揮した
C	男女共同参画の視点において課題が残る
D	計画通りには実施できなかった

評価の内訳

基本理念	基本目標	施策の方向	課題	全体事業数	うち評価事業	評価数	評価内訳										
							A	B	C	D	-						
すみだの男女共同参画社会の実現	認め合い	支え合い	ともに創るまち	1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ		90	35	39	9	24	5	1	0				
				(1) 男女共同参画意識を高めます		20	9	10	3	6	1	0	0				
				① 固定的な性別役割分担意識の解消（事業番号1～4）		9	4	5	3	1	1						
				② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実（事業番号5～9）		11	5	5		5							
				(2) 一人ひとりの人権意識を高めます		14	7	7	0	3	3	1	0				
				① 人権意識の高揚と情報の適切な活用（事業番号10～13）		11	4	4		2	1	1					
				② 多様な性（事業番号14～16）		3	3	3		1	2						
				(3) 心とからだを尊重する社会づくりを進めます		31	13	16	6	10	0	0	0				
				① 配偶者からの暴力（DV）の防止・早期発見・被害者支援【DV防止基本計画】（事業番号17～20）		10	4	4	2	2							
				② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶（事業番号21～24）		12	4	4	1	3							
				③ 生涯を通じた女性の健康支援（事業番号25～29）		9	5	8	3	5							
				(4) 安心して暮らせる環境の整備を進めます		25	6	6	0	5	1	0	0				
				① 経済的な困難を抱える人への支援（事業番号30～31）		10	2	2		2							
				② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり（事業番号32～35）		15	4	4		3	1						
				すみだ	すみだ	すみだ	すみだ	2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ【女性活躍推進計画】		38	12	12	2	10	0	0	0
								(1) 子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます		18	7	7	0	7	0	0	0
								① 男女が共に担う子育てへの支援（事業番号36～40）		11	5	5		5			
								② 男女が共に担う介護（介助）への支援（事業番号41～42）		7	2	2		2			
(2) 男女がいいきと働けるよう支援します		20	5					5	2	3	0	0	0				
① 働く場での女性の活躍推進（事業番号43～45）		12	3					3	1	2							
② 就職における男女共同参画の推進（事業番号46）		4	1					1	1								
③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（事業番号47）		4	1					1		1							
3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ		11	4					4	0	3	1	0	0				
(1) 男女協働参画の視点で地域力を高めます		11	4					4	0	3	1	0	0				
① 意思決定過程への女性の参画促進（事業番号48）		3	1					1			1						
② 地域における男女共同参画の推進（事業番号49～50）		5	2					2		2							
③ 防災・防犯における男女共同参画の推進（事業番号51）		3	1	1		1											
4 区、区民、事業者等が連携して施策を推進するまち すみだ		7	0	0	0	0	0	0	0								
(1) 区の推進体制を充実します		7	0	0													
① 男女共同参画推進体制の充実・強化		5	0	0													
② すみだ女性センターの機能充実・活動強化		1	0	0													
③ 民間団体、企業への情報提供と啓発		1	0	0													
				146	51	55	11	37	6	1	0						

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
 施策の方向 (1) 男女共同参画意識を高めます
 課題① 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画施策に関する情報発信

1	区報、区公式ホームページ、CATV等による情報発信	
めざす効果	ア	家庭・地域の意識高揚
	イ	性別に関係のない、個性・能力に応じた選択
内容	固定的な性別役割分担意識や、「男らしさ」「女らしさ」などの生活文化、慣行を見直すきっかけとするための情報を発信します。同時に、男女共同参画社会実現に向け、実施する事業の進行等に合わせた情報も随時発信します。また、CATVにおいて男女共同参画の啓発番組を放映します。	
所管課	広報広聴担当	
事業計画	人権コラム等、男女共同参画に関する取組を紹介する。	
評	A	実施状況
		評価理由
次年度計画	人権コラム等、男女共同参画に関する取組を紹介する。	
所管課	人権同和・男女共同参画課	
事業計画	男女共同参画関連情報等を随時掲載する。	
評	A	実施状況
		評価理由
次年度計画	男女共同参画関連情報等を随時掲載する。	

2		男女共同参画情報誌「すずかけ」の発行	
めざす効果		ア	家庭・地域の意識高揚
内容		固定的な性別役割分担意識の解消など男女共同参画社会を実現するため、区民と協働して情報誌を発行します。	
所管課		人権同和・男女共同参画課（すみだ女性センター）	
事業計画		「墨田区男女共同参画情報誌 すずかけ」を発行する。 A4サイズ12ページ 13,000部×2回発行	
評 価	A	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザルにより「墨田区男女共同参画情報誌すずかけ」のリニューアルを行った。 ・8月の発行は中止・1月は計画通り発行した。 【89号】 巻頭インタビュー：ミュージックユニット ケロポンズ 特集：コロナから見えてきたもの （長引くコロナ禍において、立場の弱い女性たちの失業やDV被害の増加等の深刻な状況を紹介し、自粛中の身近な体験談を掲載した。）
		評価理由	男女共同参画の中心となる視点から、コロナ禍でも創意工夫をして区民協働で作成することができた。また、企画ページ「すみだのお仕事探訪」では、すみだ水族館の紹介するなど、より区民の興味を引く内容とした。
次年度計画		「墨田区男女共同参画情報誌 すずかけ」を発行する。 A4サイズ12ページ 13,000部×2回発行	

区民参加型の意識啓発事業の実施

3		すずかけ大学をはじめとする各種啓発講座の開催	
めざす効果		ア	家庭・地域の意識高揚
内容		啓発講座を通じて男女共同参画を地域や家庭、社会の中で推進する人材育成を図ります。	
所管課		人権同和・男女共同参画課（すみだ女性センター）	
事業計画		すずかけ大学及び各種男女共同参画推進講座を継続して実施する。	
評 価	C	実施状況	【すずかけ大学】 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴い開催中止とした。 【その他各種講座】 年度当初予定していた講座内容のうち、緊急事態宣言下で休館となった期間を除き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じられるものについて実施した。（ウェブ会議システムも活用） 計335名が参加 （デートDV予防啓発講座、すずかけオンライン講座、すみだパバスクール）
		評価理由	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、すずかけ大学及び各種啓発講座等が一部実施できなかったことによる。
次年度計画		すずかけ大学及び各種男女共同参画推進講座を継続して実施する。	

4		男性の家事参加に向けた料理教室の支援（男の料理教室）	
めざす効果	ア	家庭・地域の意識高揚	
内容	男性に対して料理の楽しさを伝えることで意識啓発を促進し、家事・育児・介護など家庭の責任を男女が共に担えるよう自主的に活動している団体を支援します。		
所管課	保健センター		
事業計画	自主グループとして引き続き実施するが、必要に応じて相談等に応じる。		
評価	B	実施状況	男の料理教室 平成28年度より、自主グループとして独立し料理教室を実施しているが、必要に応じて相談できる体制を整えている。
		評価理由	新型コロナウイルス感染症予防のため一部中止となったが、感染対策を行い実施する際には、相談に応じた。
次年度計画	自主グループとして実施するが、引き続き必要に応じて相談等に応じる。		

男女共同参画施策に関する情報発信

* 主な取組/事業	内容	実施状況
若年向け男女共同参画啓発冊子の発行 ----- 人権同和・男女共同参画課	啓発冊子を発行し、若年層に向けて男女共同参画意識の醸成を図ります。	区内中学3年生（1,300名程度）向け各学校へ男女共同参画リーフレット、男女共同参画のためのチェックシート、デートDV防止カードを配布 新成人向けには例年成人式で、男女共同参画リーフレット、デートDV防止カードを配布してきたが、オンライン開催となったため、配布せず。
職員向け男女共同参画啓発紙「きらめき」の発行 ----- 人権同和・男女共同参画課	男女共同参画社会を目指して、さまざまな機会を捉え、職員に男女共同参画についての情報を提供し、意識を啓発します。	10月・3月に発行した。 70号：これが日本の現実！・SDGs（持続可能な開発目標）における「ジェンダー平等」・153か国中121位のGGI（ジェンダー・ギャップ指数）SDGsの17の目標のひとつ「5 ジェンダー平等を実現しよう」の9つのターゲットについてとそのうちの無報酬の育児・介護・家事労働（アンパードワーク）の認識・評価について ジェンダー・ギャップ指数（GGI）が、日本は2019年に過去最低を記録しており、G7の中でも最下位であった。教育と健康には格差が少ないが、経済と政治にかなりの格差があること。 71号：・コロナ下の女性への影響と課題について ・審議会等への女性委員の登用について（墨田区） 「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」に提出された「雇用者数」等の資料から女性不況を考察 審議会等への女性委員の登用について墨田区の目標30%に対し、令和2年4月1日現在の女性委員は27%であった。

区民参加型の意識啓発事業の実施

* 主な取組/事業	内容	実施状況
男女共同参画関連図書や資料の収集と貸出 ----- すみだ女性センター	情報資料コーナーに男女共同参画関連図書及び資料を収集し、区民に情報提供します。	図書館と連携して、レファレンス（必要な資料を探すお手伝い）をひきふね図書館に取次げるようになった。図書のWEB予約サービスを開始した。

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向 (1) 男女共同参画意識を高めます

課題② 家庭、学校、地域における男女平等教育・学習の充実

児童、生徒への男女平等教育

5		男女共同参画観にたった教材等の見直し	
めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容		男女共同参画観にたった指導資料や教材等の見直しを推進します。	
所管課		指導室	
事業計画		各種副読本、教材等、男女共同参画を一つの視点として改善見直しを図る。	
評 価	B	実施 状況	計画どおり、改善・見直しを図った。特に資料等で、男女共同参画の視点を持ち、活用する画像やイラストの男性と女性のバランスを考慮した上で作成した。
		評価 理由	事業計画に従い、男女共同参画の視点を持ち、改善・見直しを図った。
次年度計画		各種副読本、教材等、男女共同参画を一つの視点として改善見直しを図る。	

6		男女共同参画観にたった生活・進路指導の実施	
めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容		各種研修会・協議会で、男女共同参画観にたった生活・進路指導を啓発し、児童・生徒の男女共同参画意識を育てます。	
所管課		指導室	
事業計画		各種研修会・協議会において、男女共同参画観にたった生活・進路指導の啓発、児童・生徒の男女共同参画意識を育成する。	
評 価	B	実施 状況	<ul style="list-style-type: none"> 生活指導主任研修会、進路指導主任研修会において、児童・生徒の男女共同参画意識の育成を視点を、研修を計画どおり実施した。 実施日（参加人数）：8月4日（35人）、8月21日（35人） 1年次研修会において、教員や児童・生徒の男女共同参画観にたった指導について、計画通りに研修を実施した。 実施日（参加人数）：7月27日（54人）、11月24日（48人）
		評価 理由	1年次研修会や生活指導主任研修会、進路指導研修会等において、児童・生徒の男女平等参画意識を育成する視点を取り入れ、研修を行った。
次年度計画		各種研修会・協議会において、男女共同参画観にたった生活・進路指導の啓発、児童・生徒の男女共同参画意識を育成する。	

教職員の意識の醸成

7	人権尊重教育・男女共同参画教育の研究・実践		
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重	
内容	男女共同参画教育について協議会・報告会を行い、推進校や研究グループの研究・実践を深めます。		
所管課	指導室		
事業計画	教員を対象として人権教育推進連絡協議会を実施し、講演や人権尊重教育推進校の取組の報告等を通して、男女平等教育についての普及、啓発を図る。		
評価	B	実施状況	教員を対象として人権教育推進連絡協議会を実施、講演や人権尊重教育推進校、研究グループの実践報告を通して男女平等教育について普及、啓発を図った。 ・人権教育推進連絡協議会 6月（書面開催）、9月10日（39人）、11月9日（39人）
		評価理由	人権教育推進連絡協議会を実施し、講演や人権尊重教育推進校の取組の報告等を通して、男女平等教育を行うことができた。
次年度計画	教員を対象として人権教育推進連絡協議会を実施し、講演や人権尊重教育推進校の取組の報告等を通して、男女平等教育についての普及、啓発を図る。		

家庭や地域への意識啓発

8	子ども会活動への参画に向けた意識啓発		
めざす効果	ア	家庭・地域の意識高揚	
内容	性別によらず、子ども会の活動等へ参加するよう意識啓発を促進します。		
所管課	地域教育支援課		
事業計画	補助金を交付し、子ども会活性化イベントを実施する。		
評価	B	実施状況	新型コロナウイルス感染拡大の影響により例年実施している事業ができなかったため、区内の子ども会の活動実態を把握するための調査を実施した。
		評価理由	性別によらずに参加できる子ども会活動を検討するための基礎資料を得ることができた。
次年度計画	補助金を交付し、子ども会活性化に向けた活動を支援する。		

9		男性の育児への参加に向けた家庭教育支援講座の実施	
めざす効果		ア	家庭・地域の意識高揚
内容		育児を男女が共に担うよう、家庭教育支援講座を通じて、男性の育児への参加に向けた家庭教育支援を行います。	
所管課		地域教育支援課	
事業計画		補助金交付・講座の実施、コラムの発行を行い、家庭と地域の意識高揚を図る。	
評 価	B	実施 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付 実施団体数4団体、参加者数406人 ・家庭教育支援講座（講演会型） 実施希望なし ・家庭教育支援講座（親子参加型） 2回実施 参加者数66人 ・子育てコラムを季刊で発行（区立幼稚園、小学校1年生から3年生の保護者に配布、区HP上での掲載）
		評価 理由	補助金事業・講座の実施、コラムの発行を通じて家庭と地域の意識高揚を図ることができた。
次年度計画		補助金交付・講座の実施、コラムの発行を行い、家庭と地域の意識高揚を図る。	

児童、生徒への男女平等教育

* 主な取組/事業	内容	実施状況
児童生徒の諸名簿における男女混合の推進 ----- 指導室	出席簿、指導要録、卒業生台帳について、男女混合名簿の実施を推進し、男女共同参画意識を育てます。	出席簿、指導要録、卒業生台帳において、小学校では全校で男女混合名簿を実施、中学校では3校で実施している。
メディア・リテラシー教育の実施 ----- 指導室	児童・生徒がメディアを主体的に読み解き、自分の意見を発信できるように、メディア・リテラシー教育を実施します。	東京都教育委員会が発行している「SNS東京ノート」を活用し全学年でメディア・リテラシー教育を実施している。
家庭教育意識啓発パンフレットの配布 ----- 地域教育支援課	小学校低学年・高学年、中学年の保護者向けに家庭教育に関する意識啓発パンフレット「おやこいっしょに」を配布し、意識啓発を図ります。	令和2年4月に区立小学校低学年（1年生）の保護者、区立小学校高学年（4年生）の保護者、区立中学校1年生の保護者へパンフレットを配布した。

教職員の意識の醸成

* 主な取組/事業	内容	実施状況
性教育の推進 ----- 指導室	各学校が指導計画に基づき、性教育を行うよう推進します。	小学校では3・4年の保健「思春期の体の変化」、中学校では保健体育「心身の発達と心の健康」で年間指導計画に位置付けて実施している。また、東京都教育委員会「性教育の手引」を活用し、児童・生徒の発達段階に応じた指導を行っている。

家庭や地域への意識啓発

* 主な取組/事業	内容	実施状況
P T A活動における男女共同参画意識の啓発 ----- 地域教育支援課	P T Aの活動の中で、男女共同参画意識の啓発等の学習を支援します。	令和2年10月に小学校、11月に中学校の連合P T A主催による研修大会を実施した。

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
 施策の方向 (2) 一人ひとりの人権意識を高めます
 課題① 人権意識の高揚と情報の適切な活用

人権尊重の観点からの情報発信

10	区報への人権啓発コラムの掲載	
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容	様々な人権問題についてコラムとして取り上げ、シリーズ年4回の区報への掲載により、広く区民へ周知します。	
所管課	人権同和・男女共同参画課（人権同和担当）	
事業計画	区報に年4回掲載する。	
評	B	実施状況 臨時を含む5回のコラムと、12月1日の人権週間特集号に掲載した。 <コラム> 5月1日号：新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について 6月1日号：労働施策総合推進法の改正について 9月11日号：インターネット上の人権問題について 2月1日号：人権三法について <人権特集号> 12月1日号：女性の人権問題はじめ、様々な人権問題について個々に取り上げた。
価		評価理由 新型コロナウイルス感染症等の社会情勢等を踏まえ、臨時の啓発コラムを掲載するなど、広く啓発を行うことができた。また、人権コラムでは様々な人権問題について取り上げているが、6月1日号では、職場でのハラスメント等について取り上げ、啓発を行うことができた。
次年度計画	区報に年4回掲載する。	

11	区公式ホームページによる情報発信	
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容	人権啓発冊子「人権感覚」を区公式ホームページに掲載し、様々な人権問題に対する意識啓発を行います。	
所管課	人権同和・男女共同参画課（人権同和担当）	
事業計画	人権啓発冊子「人権感覚」を区ホームページに掲載するとともに、関係機関のリンク等を掲載し、広く意識啓発を行う。	
評	B	実施状況 区ホームページに人権啓発冊子「人権感覚」を掲載し、様々な人権問題に対する意識啓発を行った。また、人権コラムや国・都等関係機関へのリンク集等作成し、情報発信を行った。
価		評価理由 区ホームページには、人権啓発冊子「人権感覚」や関係機関のリンク等の掲載だけでなく、人権コラムや人権週間の紹介などを掲載し、情報発信を行うことができた。
次年度計画	令和元年度に改定した「人権感覚」を掲載し、引き続きアピールしていく。	

人権尊重意識啓発事業の実施

12	人権講演会の開催		
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重	
内容	人権尊重の考え方の普及・啓発を図るため、講演会等を実施します。		
所管課	人権同和・男女共同参画課（人権同和担当）		
事業計画	人権講演会を実施し、様々な人権問題に関する啓発を行っていく。		
評価	D	実施状況	「インターネットと人権侵害～（仮称）」を企画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
		評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となったため。
次年度計画	人権講演会を実施し、様々な人権問題に関する啓発を行っていく。		

人権尊重と男女共同参画の視点の定着

13	差別事象発生時の職員対応方法の周知		
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重	
内容	職員向け人権・同和問題研修等、機会を捉えて対応方法について周知します。		
所管課	人権同和・男女共同参画課（人権同和担当）		
事業計画	年度当初に各課へメールで周知するとともに、全庁掲示板にも掲載する。新任職員研修、主任5年目研修等で、対応について周知する。		
評価	C	実施状況	年度当初に各課へメールで周知するとともに、全庁掲示板にも掲載した。新型コロナウイルス感染症の影響により研修の中止や時間短縮を受け、研修内での周知は不十分だった。
		評価理由	把握しているものについては、各課で差別事象と思われる案件があった際に、マニュアルのとおりに対応してもらってきた。
次年度計画	年度当初に各課へメールで周知するとともに、全庁掲示板にも掲載する。新任職員研修、主任5年目研修等で、対応について周知する。		

人権尊重の観点からの情報発信

* 主な取組/事業	内容	実施状況
インターネット等における差別的言動解消のための啓発	インターネット等における差別的言動の解消、情報の適切な発信と社会にあふれる多様な情報から取捨選択して適切に情報を活用できるよう啓発を行います。	インターネット上の人権問題について、啓発冊子や区報、ホームページ等で啓発を行った。 ・啓発冊子：啓発冊子「人権感覚」（インターネット上の人権問題） ・区報：9月11日号「インターネット上の人権問題について」 ・ホームページ：「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」
人権同和・男女共同参画課		
適切な情報の発信と活用のための啓発	人権擁護委員や東京都並びに関係各区と連携を図りつつ、必要な情報を活用しながら各種の啓発活動を行います。	人権擁護委員との定例会や東京都並びに各区で構成される都区連絡会等を通して、関係機関と連携を図りながら、啓発活動を行った。
人権同和・男女共同参画課		

人権尊重意識啓発事業の実施

* 主な取組/事業	内容	実施状況
人権啓発冊子「人権感覚」の配布	機会をとらえて人権啓発冊子「人権感覚」を配布し、人権の観点から男女共同参画推進の意識を高めます。	人権擁護委員及びすみだ人権啓発センターと連携し実施しているすみだまつり・こどもまつりでの人権啓発ブースの出展や人権講演会の開催等各種人権啓発活動の際に参加者へ配布している。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。） また、新任研修や主任5年目研修等、職層研修の人権研修等の中で、機会を捉え配布した。
人権同和・男女共同参画課		

人権尊重と男女共同参画の視点の定着

* 主な取組/事業	内容	実施状況
職員向け差別事象対応マニュアルの更新	新たな人権課題に対応すべく、必要に応じてマニュアルを更新します。	差別事象対応マニュアルについては、年度当初に内容点検を行っている。今後も、社会情勢等を注視し、必要に応じて更新を行う。
人権同和・男女共同参画課		
人権擁護委員との連携	「人権講演会」の開催等、各種の人権問題解決への取組にあたり連携を図ります。	人権擁護委員定例会等を通して情報交換を行い、連携しながら各種啓発活動を実施した。 ・子どもたちの人権メッセージ発表会（隅田小学校） ・人権の花運動（立花吾嬬の森小学校・梅若小学校・緑小学校） ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業 ・すみだまつり・こどもまつりでの人権ブースの出展 ・「人権講演会&人権作文発表会」 ・全国中学生人権作文コンテスト
人権同和・男女共同参画課		
区内刊行物等の点検	区が作成する文書・チラシ・ポスター等について、人権尊重及び男女共同参画の視点から内容や表現等を点検し、適時見直しを行います。	高齢者福祉課から相談があり、区民向けに発行する「オーラルフレイルへの注意喚起」について、イラストの男女比や色彩に配慮した。
人権同和・男女共同参画課		
人権や男女共同参画に関する研修の実施	様々な人権問題を正しく捉え、また、男女共同参画の視点を持つよう職員向け研修を実施する。	人権：10月現任研修をeラーニングで実施 10月7日主任5年目研修を実施 10月7日新任研修を実施 男女共同参画：11月主任5年目研修をeラーニングで実施
人権同和・男女共同参画課		

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
 施策の方向 (2) 一人ひとりの人権意識を高めます
 課題② 多様な性 (LGBT等) の理解と尊重

性自認や性的指向等の理解促進

14	正しく理解するための情報発信・講座の実施	
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容	多様な性のあり方を認め、理解し、尊重しあえるよう意識の高揚を図ります。	
所管課	人権同和・男女共同参画課	
事業計画	人権講演会の実施やすみだまつり・こどもまつりへの出展等を通じた啓発活動によって、正しい知識の情報発信を図る。	
評	C	実施状況 例年であれば、人権講演会やすみだまつり・こどもまつり出展の際などに人権啓発冊子「人権感覚」を配布し、多様な性についての啓発を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため、区役所等施設窓口における配布と、区公式ホームページでの掲載により啓発した。 また、男女共同参画推進啓発冊子については、中学3年生に配付した。
価		評価理由 新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となったことを受け、人権啓発冊子「人権感覚」を例年のような様々な場面で配布することはできなかった。男女共同参画推進啓発冊子は全中学3年生に配布することができた。
次年度計画	人権講演会の実施やすみだまつり・こどもまつりの出展等を通じた啓発活動によって、正しい知識の情報発信を図る。	

15	職員、教職員への意識啓発	
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容	性自認・性的指向等に関する啓発冊子「人権感覚(別冊)」や職員向け啓発紙を活用して、性の多様性を認め尊重していくための啓発を行います。	
所管課	人権同和・男女共同参画課	
事業計画	各種職員向け人権研修にて、「人権感覚」を活用し、啓発を実施する。「人権感覚(別冊)」を適宜修正し、職員・教職員等へ周知する。	
評	B	実施状況 各種職員向けの人権研修にて、「人権感覚」を活用し、意識啓発を行った。 また、性自認・性的指向に関する職員向け啓発紙を発行し、掲示板等で啓発を行った。 職員向け啓発紙・・・「ヒューマンライツす・み・だ」NO.12【多様な性】
価		評価理由 新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の中止や短縮はあったが、実施できた各種職員向けの人権研修では、「人権感覚」を活用し、性自認・性的指向等について取り上げ、意識啓発を行った。 また、様々な人権問題を取り上げている職員向け啓発紙で「性自認・性的指向」を取りあげ、職員に意識啓発を行うことができた。
次年度計画	各種職員向け人権研修にて、「人権感覚」を活用し、啓発を実施する。「人権感覚(別冊)」を適宜修正し、職員・教職員等へ周知する。	

多様な性（LGBT等）に関する支援体制の検討

16	多様な性（LGBT等）に関する支援体制の検討	
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容	人権に関する意識調査等を活用し、把握に努めるとともに、現状に即した支援体制の検討を行います。	
所管課	人権同和・男女共同参画課（人権同和担当）	
事業計画	墨田区人権啓発基本計画にLGBT等に関する施策等を掲載する。 人権に関する意識調査の結果を踏まえて、支援体制の検討を実施する。	
評価	実施状況	墨田区人権啓発基本計画の策定は新型コロナウイルス感染症の影響により次年度に延期となった。 人権に関する意識調査の結果を踏まえて、性自認・性的指向に関する庁内検討会を実施した。
	評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響により人権啓発基本計画の策定が延期となったため、施策の掲載等を行うことはできなかった。また、性自認・性的指向に関する庁内検討会を実施し、関係所管の現状や取り組みを把握した。具体的な支援体制を今後検討していく。
次年度計画	墨田区人権啓発基本計画にLGBT等に関する施策等を掲載する。 また、性自認・性的指向について、パートナーシップ制度の導入等を含む、具体的な施策の検討を行う。	

基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
 施策の方向(3) 心とからだを尊重する社会づくりを進めます
 課題① 配偶者からの暴力(DV)の防止・早期発見・被害者支援
 【DV防止基本計画】

配偶者からの暴力(DV)の予防・早期発見

17	パープルリボンプロジェクトの取組	
めざす効果	エ	暴力防止
内容	ドメスティック・バイオレンスが重大な人権侵害であること、またその防止についての講座等を実施します。	
所管課	人権同和・男女共同参画課(すみだ女性センター)	
事業計画	対象者を固定せずDV予防に関する啓発を行っていく。	
評	A	実施状況 ・DV予防啓発講座 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、センターでの開催は中止としたが、出前講座を2件実施した。 ・「すずかけパープルリボンプロジェクト」の実施 「女性に対する暴力をなくす運動」期間及び、「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に向けてDV予防啓発のためのパネル展示を実施した。 会場：庁舎1階リバーサイドアトリウム 期間：令和2年10月28日(水)～11月2日(月) 参加者数：70名 (内訳 一般参加者61名 運営委員9名)
価		評価理由 パネル展示では幅広い来館者に、DVに関する相談窓口を含む、男女共同参画推進拠点施設としての館の存在と役割について周知することができた。
次年度計画	対象者を固定せずDV予防に関する啓発を行っていく。	

18	予防啓発、相談事業の実施	
めざす効果	エ	暴力防止
内容	夫婦関係、暴力に関する悩みや女性の持つさまざまな悩みを解決するため、専門の相談窓口を設け、問題解決のサポート体制を充実します。	
所管課	人権同和・男女共同参画課(すみだ女性センター)	
事業計画	相談事業を継続し、機会をとらえて当該相談事業の周知を行う。	
評	A	実施状況 【女性のためのカウンセリング&DV相談】 相談件数 1,140件(うちDV相談182件) 延べ600人 ・相談は無料で実施しており、必要に応じて関係各機関とも連携し、問題解決へのサポートを行った。 ・区ホームページにおいて、相談窓口の紹介を行った。 ・緊急事態宣言下で閉館中も当該相談事業は継続して積極的に対応した。
価		評価理由 コロナ禍において相談件数の増加・深刻化がみられたが、相談者が自力で問題解決し自立へ向かうきっかけとして機能した。
次年度計画	相談対応日数を拡大する。また、機会をとらえて当該相談事業の周知を行う。	

被害者支援

19	DVに関する相談、支援	
めざす効果	エ	暴力防止
内容	ドメスティック・バイオレンスなどのさまざまな問題や被害に対応するため、相談・支援体制を充実します。	
所管課	生活福祉課	
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談の充実を図る。 ・DVに関する緊急的な相談保護にとどまらず、保護後の自立（回復）支援もできる体制を作っていく。 	
評 価	B	実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員による生活保護受給者等のDVケースへの助言及び直接支援を実施。関係機関と連携し、自立支援も含めた長期的な支援をしている。 ・生活保護ケースワーカー向けに女性相談員がDV支援についての研修を年1回程度実施している。 ・同行支援や訪問も多く、緊急度・危険度の高い世帯の支援を優先している。 DV相談件数：延べ477件[女性相談313件（ストーカー行為等除く）＋母子相談95件（ストーカー行為等除く）＋家庭相談69件]、同行支援：46件 <ul style="list-style-type: none"> ・他区から自力で避難してきた世帯を含む回復支援として、証明書を発行。 被害者支援連絡票21通、支援措置証明14通、自己情報開示請求書5通
		評価理由 新型コロナウイルスの影響で相談件数が増加する中、関係機関と協力しながら、支援の充実を図った。
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談の充実を図る。 ・DVに関する緊急的な相談保護にとどまらず、保護後の自立（回復）支援もできる体制を作っていく。 	

20	関係機関との連携強化と子の福祉面からの支援の充実	
めざす効果	エ	暴力防止
内容	ドメスティック・バイオレンスが子への虐待となることから、子の福祉面からの支援の充実を図るため、関係機関との連携を強化します。	
所管課	生活福祉課	
事業計画	関係機関との円滑な連携を図る。	
評 価	B	実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育園、保健師等との会議（要保護児童1回、ケース検討会15回） ・ケースそれぞれに同行支援等を行い、庁舎内外（警察機関等）におけるDV支援担当等の関係者との連携を深め、子の福祉の面から支援の充実を図った。
		評価理由 関係者会議等を随時実施（参加）し、連携の強化に努めた。
次年度計画	関係機関との円滑な連携を図る。	

配偶者からの暴力（DV）の予防・早期発見

* 主な取組/事業	内容	実施状況
DV防止カードの作成、配布による相談窓口の周知 人権同和・男女共同参画課	DV防止カードを作成・配付することにより、被害の気づきを促し、相談先の周知を図ります。	区役所庁舎及び主要施設のトイレに設置 墨田区薬剤師会102セット配布 墨田区民生委員・児童委員205セット配布
区民や事業者等との協力体制の強化 人権同和・男女共同参画課	民生委員、児童委員、医療機関等との協力的体制のもとに通報によるDV被害者の支援を図ります。	「DV防止連絡会」（区の様々な事業を実施する過程でのDV被害者の情報漏えいの防止を徹底するため、関連部署の情報交換と意思統一を目的とした担当者会議）の開催：コロナ対策のため書面開催（6月）

被害者支援

* 主な取組/事業	内容	実施状況
被害女性とその子の緊急一時保護と自立支援 生活福祉課	ドメスティック・バイオレンスなどの被害を受け、すぐにも保護が必要な女性やその子を一時的に保護し、自立に向けた支援を行います。	DV被害等を受けた女性やその子の緊急一時施設への入所、また支援措置を受ける際の手続き支援を行っている。 緊急一時保護 70件 支援措置（被害者支援連絡票21通、支援措置証明14通、自己情報開示請求書5通）
DVやストーカー行為等の被害者への支援 窓口課 選挙管理委員会事務局	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者の住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付、選挙人名簿抄本の閲覧等において制限を設けることで、間接的な支援を行います。	住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付等発行制限 支援実数 538件（令和2年度末発行制限登録者数） 令和2年7月5日執行東京都知事選挙に係る選挙事務

関係機関との連携及び体制の強化

* 主な取組/事業	内容	実施状況
母子・父子自立支援員、女性相談員、家庭相談員の研究の実施 生活福祉課	複雑・多様化する相談内容に相談員が的確に対応するため、随時研修を受講できる体制を整えます。	スーパービジョン研修 年1回 専門研修 年1回
関係相談団体間の情報提供、連携<ネットワーク会議> 生活福祉課	社会及び家庭内で暴力を受けた女性とその子に対し、関係相談団体の情報提供や連携を図ることによって、ネットワークを強化し、被害者への支援を充実します。	関係機関等との連絡会の開催 学校、保育園、保健師等との会議（要保護児童1回、ケース検討会15回）

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
 施策の方向 (3) 心とからだを尊重する社会づくりを進めます
 課題② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発

21	区公式ホームページや啓発紙による情報発信	
めざす効果	エ	暴力防止
内容	暴力 (DV、デートDV含む)、ハラスメント、ストーカー行為、性被害等の防止のため、区公式ホームページへの掲載や啓発紙の発行を通じて啓発するとともに、被害等に関する相談先の情報を提供します。	
所管課	人権同和・男女共同参画課	
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談先一覧カード等を配布し、周知に努める。また、配布先の拡大を図る。 ・ホームページ等に掲載する。DV防止週間には、特集の啓発記事を掲載する。 	
評	B	実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・区報や区公式ホームページに、「若年層の女性を取り巻く暴力や犯罪」に関するテーマの記事を掲載した。 ・墨田区薬剤師会に、DV相談先一覧カードの薬局内等での配置を依頼した。 ・区内公立中学校の3年生に、男女共同参画啓発冊子とDV相談先一覧カードを配布した。成人式がオンライン開催となったため、新成人への配布は行わなかった。
価		評価理由 <ul style="list-style-type: none"> ・区HPに特集ページを掲載できた。 ・DV相談先一覧カードの配布先の拡大を図れた。
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談先一覧カード等を配布し、周知に努める。また、配布先の拡大を図る。 ・ホームページ等に掲載する。DV防止週間には、特集の啓発記事を掲載する。 	

職員、教職員への啓発と研修の実施

22	教職員向けハラスメント防止の研修会の実施	
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容	校長・副校長・初任者研修会等において、セクシュアル・ハラスメント防止の研修会を実施します。	
所管課	指導室	
事業計画	各種研修会等で人権教育に関する研修を実施し、男女平等教育についての啓発を図るとともに、理解を深め、実践に生かせるようにする。	
評	B	実施状況 <p>各種研修会等で人権教育に関する研修を実施し、男女平等教育についての啓発を図るとともに、理解を深め、実践に生かせるようにした。</p> <p>校(園)長38人、副校(園)長39人、初任者54人</p>
価		評価理由 <p>各種研修会等で人権教育に関する研修を実施し、男女平等教育についての啓発を図るとともに、理解を深めることができた。</p>
次年度計画	各種研修会等やサポート訪問として学校を訪問した際に人権教育に関する研修を実施し、男女平等教育についての啓発を図るとともに、理解を深め、実践に生かせるようにする。	

ハラスメント対策、相談窓口の充実

23	ハラスメントを未然に防ぐための庁内体制の確立		
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重	
内容	職員に関するセクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメントの苦情相談窓口・苦情処理委員会を庁内に設置し、相談体制を充実します。		
所管課	職員課		
事業計画	国家公務員に適用されるパワーハラスメントに係る人事院規則の制定を待って、区のモラルハラスメント防止要綱の改正の有無を検討する。		
評 価	A	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月に施行された人事院規則の規定内容を精査した結果、区のモラルハラスメント防止要綱の改正は不要であったため、当該要綱の改正は行わなかった。 ・令和2年6月の改正労働施策総合推進法の施行時や同年12月の職場のハラスメント撲滅月間等に合わせて、ハラスメント防止に係る庁内周知を実施した。
		評価理由	既に実施していた区の対策が、人事院規則の規定を満たすものであったため、結果として要綱は改正しなかったが、積極的な啓発によりハラスメント防止に係る職員の意識が高まった、
次年度計画	ハラスメント相談件数の増加に対応するため、相談体制の強化を検討する。		

24	子育て相談の実施		
めざす効果	キ	仕事と生活の調和	
内容	子どもと家庭に関するさまざまな相談を子ども自身や保護者から受け、内容に応じてコーディネートを行い相談・支援を行います。		
所管課	子育て支援総合センター		
事業計画	子育てに関する相談を引き続き実施します。		
評 価	B	実施状況	電話相談：182件 来所相談：83件 メール相談：28件 子育て情報提供：549件（電話：402件、来所：147件） 虐待関係相談：22,037件（電話4,623件、来所765件、訪問2,876件、住基確認による調査350件、他機関との連絡調整13,423件） 利用者支援事業社会資源スキルアップ研修 1回実施
		評価理由	子育てに関する相談の中で、必要に応じて他機関と連携しつつ支援等を行った。
次年度計画	子育てに関する相談を引き続き実施します。		

男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発

* 主な取組/事業	内容	実施状況
児童虐待防止に向けた情報提供と啓発活動の実施 ----- 子育て支援総合センター	児童虐待防止についての正しい知識を得られるように、冊子の作成・発行や講演会開催等、情報提供と啓発活動に努め、児童虐待防止に向けた正しい知識を普及します。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止啓発のため、児童虐待防止マニュアルを改訂し、関係機関に配布しました。 ・児童虐待予防の周知のため、要保護児童対策協議会の実務者会議に合わせて虐待防止講演会、オレンジリボンキャンペーンを実施しました。 虐待防止講演会:1回、オレンジリボンキャンペーン:1回
児童虐待防止対策の充実のための関係機関との連携 ----- 子育て支援総合センター	墨田区要保護児童対策地域協議会を設置し、区関係各課・児童相談所・関係機関が連携して、児童虐待防止に向けた取組を充実します。	要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し、虐待防止、再発防止を図りました。 また、連携強化のため実務者会議の回数を増やしました。 <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議：2回 ・実務者会議：4回 ・個別ケース検討会議：53回

職員、教職員への啓発と研修の実施

* 主な取組/事業	内容	実施状況
職員向けハラスメント防止に関する意識啓発紙の発行 ----- 人権同和・男女共同参画課	セクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメント防止に向け、職員向け男女共同参画啓発紙「きらめき」を発行し、職員の意識啓発に努めます。	1-(1)-① [職員向け男女共同参画啓発紙「きらめき」の発行] に同じ

ハラスメント対策・相談窓口の充実

* 主な取組/事業	内容	実施状況
相談窓口の周知 ----- 人権同和・男女共同参画課	暴力（DV、デートDV含む）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、リベンジポルノ、JKビジネスなどの防止に向けて相談先をわかりやすく啓発し、被害の拡大を防止します。	区ホームページ掲載 区報掲載（4月1日号、10月1日号、11月11日号） ツイッター、フェイスブックで配信（4月、8月、1月） CATV（1月） DV防止カード配布（区内中学3年生）
「法律・人権相談」「日常の悩み相談」等相談窓口の周知 ----- 広報広聴担当	区民生活に関わる様々な問題について、区民が気軽に相談できるよう専門の職員を配置した窓口を設置し、相談体制を充実します。	区役所1階のすみだ区民相談室にて、区民等を対象に生活上の種々の法律問題や人権に関する相談などに対して、相談員が面談等により問題解決のアドバイスを行っている。

(ハラスメント対策・相談窓口の充実)

* 主な取組/事業	内容	実施状況
女性相談の実施 ----- 生活福祉課	女性に対する暴力、ストーカー、買売春、若年層を含む性暴力など、女性の人権侵害や女性福祉に関する相談と、自立に向けた支援を行います。	相談件数581件
家庭相談の実施 ----- 生活福祉課	夫婦関係や離婚の悩み、身近な男性からの暴力に関する相談、高齢者や引きこもりの相談などの支援を行います。	相談件数447件
ひとり親相談の実施 ----- 生活福祉課	ひとり親家庭が抱える子育ての悩みや経済的な問題などの相談に応じ、ひとり親家庭の自立へ向けた支援を行います。	R3.2月から新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により困窮するひとり親を対象に次の事業を拡充した。 ①ひとり親家庭就業等支援事業 就業に課題のあるひとり親世帯について、就業に関する自立支援プログラムの策定や就業支援・就業情報提供を実施することにより、就業先の確保及び継続的な就業につなげる。 プログラム策定件数 4件 ②養育費等支援事業 養育費を確保するため、その手続等について支援する。 相談件数 6件、同行支援件数 1件

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
 施策の方向 (3) 心とからだを尊重する社会づくりを進めます
 課題③ 生涯を通じた女性の健康支援

健康づくりの知識の普及・啓発

25	区報、区公式ホームページ、区政情報番組を活用した健康づくりのための情報発信		
めざす効果	オ	女性の健康支援	
内容	区民が日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、「区のお知らせ」、区公式ホームページ、ケーブルテレビの区政情報番組等を通じて情報を発信し、区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。		
所管課	保健計画課		
事業計画	健康づくりに関する情報を区報(毎月1日号)等において発信する。		
評	A	実施状況	区のお知らせにより、以下の情報を発信 ・がん検診や健康診査等、健康づくりに関する情報を掲載(毎月1日号) ・区が実施する健康診査の案内を掲載(7月1日号、9月11日号、11月11日号) ・健康寿命延伸事業に関する記事を掲載(9月11日号、3月1日号) ・受動喫煙に関する記事を掲載(4月1日特集号、7月21日号) ・熱中症に関する記事を掲載(8月11日号、8月21日号、9月1日号、9月11日号) ・がんイベントの周知(9月11日号)
価		評価理由	コロナ禍であったが、SNS等も活用し、事業開始の時期等、想定以上に効果的な周知を図れた。
次年度計画	健康づくりに関する情報を区報(毎月1日号)等において発信する。		
所管課	保健センター		
事業計画	子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等を「区のお知らせ」、区公式ホームページ、チラシ等を通じて情報を発信する。		
評	A	実施状況	すべての講演会は区報、ホームページ、チラシにて周知 ・子育て講演会(本所)12月11日号 ・子育て講演会(向島)10月1日号 ・健康セミナー(本所)10月21日号、2月11日号 ・健康セミナー(向島)9月1号、2月11号 ・依存症講演会(向島)5月1日号 ・思春期講演会(本所)10月1日号 ・家族会(向島)奇数月の11日号 (本所)偶数月の11日号 ・うつ講演会(向島)2月11日号(本所)8月1日号 ・家族のための連続講座(向島)9月1日号 ・食生活講習会(向島)8月11日号、11月1日号 (本所)8月1日号、9月21日号
価		評価理由	コロナ禍ではあったが、各種講演会を通じて区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発のための効果的な周知を図った。
次年度計画	子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等を「区のお知らせ」、区公式ホームページ、チラシ等を通じて情報を発信する。		

26	健康づくりのための講習会の実施	
めざす効果	オ	女性の健康支援
内容	区民が日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、各種講習会を通じて区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。	
所管課	保健計画課	
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の健康週間イベントの開催 ・がん対策普及啓発イベントの開催 ・すみだ花体操普及啓発、普及員養成講座の実施 	
評価	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止対策実施施設登録(令和元年度末で事業終了) ・女性の健康週間イベント、がん普及啓発イベントの開催 ・すみだ花体操普及啓発事業 311回6,794人(普及員実施分)、普及員養成講座は実施中止。
	評価理由	すみだ花体操普及啓発事業等について、新型コロナウイルス対策として実施を中止したが、他の事業は実施し、健康づくりについて普及・啓発が図れた。
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の健康週間イベント、がん普及啓発イベントの開催 ・すみだ花体操普及啓発事業 	
所管課	保健センター	
事業計画	子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等の実施	
評価	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て講演会2回33人(向島1回20人、本所1回13人) ・健康セミナー(本所)2回17人 ・健康セミナー(向島)1回25人 ・思春期講演会1回12人(本所) ・家族会9回58人(向島4回32人、本所5回26人) ・うつ講演会2回34人(向島1回21人、本所1回13人) ・家族のための連続講座3回42人(向島) ・食生活講習会4回39人(向島2回21人、本所2回18人)
	評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響により回数は減少したが、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として実施方法の変更等を行い、内容的には想定通りの効果を発揮した。
次年度計画	子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等の実施	

27	妊産婦の喫煙防止の推進	
めざす効果	オ	女性の健康支援
内容	妊娠期及び産後の喫煙を防止するため、親子健康手帳(母子健康手帳)発行時や各母子保健事業で禁煙を働きかけます。	
所管課	保健計画課	
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙医療費補助事業の実施 ・禁煙啓発リーフレットの作成及び配布 	
評価	A	実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙医療費補助事業の実施：123件、助成61件 ・禁煙啓発リーフレットの作成及び配布
		評価理由 <p>妊婦面談等の際に、パートナーも含めて事業周知を行った。登録者数は前年度を大きく上回った。</p>
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙医療費補助事業の実施 ・禁煙啓発リーフレットの作成及び配布 	
所管課	保健センター	
事業計画	親子健康手帳(母子健康手帳)交付、出産準備クラス、新生児訪問、乳児健診において、禁煙の働きかけやリーフレット配布を実施	
評価	B	実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・親子健康手帳(母子健康手帳)交付 2,704人 ・出産準備クラス(本所) 26回436人(向島) 22回213人 ・新生児訪問(本所) 1,148人(向島) 783人 ・乳児健康診査(本所) 33回1,183人(向島) 29回799人
		評価理由 <p>妊娠期及び産後の喫煙を防止するために、各母子保健事業で禁煙の働きかけをした。</p>
次年度計画	親子健康手帳(母子健康手帳)発行時面接、出産準備クラス、新生児訪問、乳児健診において、禁煙の働きかけやリーフレット配布を実施	

検診実施、受診促進

28	がんの早期発見、女性の受診機会の拡大	
めざす効果	オ	女性の健康支援
内容	がんの早期発見のため、女性の受診機会の拡充等、がん検診の充実に努め、区民の生涯を通じた健康づくりを支援します。	
所管課	保健計画課	
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診の実施（胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診） ・受診勧奨の実施（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診） ・NPO法人等との協働によるピンクリボンイベント等の実施 	
評	B	<p>実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知方法：区のお知らせ、診療窓口における周知 ・受診者数 胃がん 1,958人(うち女性1,078人) 受診率2.2%(前年比3.1%減) 大腸がん 18,823人(う女性11,498人) 受診率19.6%(前年比1.2%減) 肺がん 6,481人(うち女性3,587人) 受診率6.4%(前年比0.3%減) 子宮頸がん 6,500人 受診率16.0%(前年比0.6%増) 乳がん 5,270人 受診率20.2%(前年比1.1%減) <p>受診率＝受診者数／〔それぞれのがん検診における受診対象者×対象人口率(%)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診推進事業の実施（大腸・子宮・乳） ・胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診の受診勧奨の実施
		<p>評価理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、がん検診受診者全体は減少したが、個別の受診勧奨等により、子宮頸がん検診の受診者数は増加したほか、受診者における女性の割合は高い数値を維持しているため、予定通りの効果を発揮した。</p>
価		
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診の実施（胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診） ・受診勧奨の実施（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診） ・NPO法人等との協働によるピンクリボンイベント等の実施 	

健康相談の実施

29	心の健康相談の実施		
めざす効果	オ	女性の健康支援	
内容	思春期・妊娠期・更年期・老年期における女性の精神的な相談を行います。		
所管課	保健センター		
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ママのリラックスタイム（本所・向島）各12回 ・親と子の相談室（本所・向島）各33回 ・思春期相談（本所）24回 ・依存症相談（向島）18回 ・こころの健康相談 本所12回・向島18回 		
評価	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん事業〔平成28年度よりEPDS(エジンバラ産後うつ質問票)アンケート実施〕 (向島) 735人 (本所) 1,042人 ・乳児健診EPDS(エジンバラ産後うつ質問票) アンケート実施者数 (向島) 29回実施 184人 (本所) 33回実施 260人 ・親と子の相談室 (向島) 29回実施 33人 (本所) 32回実施 28人 ・母と子のリラックスタイム(出産後の母親の集まり) (向島) 9回実施 29人 (本所) 9回実施 31人 ・思春期相談20回 25人 ・依存症相談12回 16人 ・こころの健康相談 (向島) 17回 27人 (本所) 10回 13人
		評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、回数の減少・実施方法の変更にて対応した。実施方法の変更により、内容的には想定通りの効果を発揮した。
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ママのリラックスタイム（本所・向島）各12回 ・親と子の相談室 本所36回・向島34回 ・思春期相談（本所）24回 ・依存症相談（向島）18回 ・こころの健康相談 本所12回・向島18回 		

健康づくりの知識の普及・啓発

* 主な取組/事業	内容	実施状況
エイズ理解及び予防教育の実施	エイズ教育の成果を普及させ、男女の相互理解と人間としての生き方を考えた、エイズ理解及び予防教育を推進します。	中学校の保健体育「健康な生活と病気の予防」においてエイズ及び性感染症の予防について学習し、発達段階に応じた指導を行っている。
指導室		

検診実施、受診促進

* 主な取組/事業	内容	実施状況
妊産婦歯科健康診査の実施	妊産婦を対象に歯科健診を実施し、むし歯や歯周病等の予防及び適切な時期の治療を推進し、安心な出産、乳児の健康な発育を支援します。	令和元年度から受診回数を拡充、妊娠中に1回、産後1年未満までの間1回の計2回とした。
保健計画課		
骨粗しょう症予防対策の実施	高齢になっても寝たきりにならないために、骨粗しょう症の早期発見・予防を目的として、骨密度検診と検診結果による対策を指導します。	女性の更年期を含めたからだ作りをテーマとして、セミナーを実施。特に骨密度に焦点を当て、骨密度測定など体験学習の機会とした。
保健センター		

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
 施策の方向 (4) 安心して暮らせる環境の整備を進めます
 課題① 経済的な困難を抱える人への支援

生活支援の充実

30	ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施		
めざす効果	イ	性別に関係のない、個性・能力に応じた選択	
内容	就労の厳しい状況にあるひとり親家庭の父又は母の能力開発・生活支援のために費用の一部を助成し、就業を効果的に促進します。		
所管課	生活福祉課		
事業計画	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 9件 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（修了一時金）4件 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 3件		
評価	B	実施状況	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 8件 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（修了一時金）4件 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 4件
		評価理由	ひとり親家庭の就業に向けて、資格取得のための費用を助成することで、就業と安定した就労を支援している。
次年度計画	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 24件 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（修了一時金）2件 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 3件		

31	児童扶養手当・児童育成手当		
めざす効果	キ	仕事と生活の調和	
内容	手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。		
所管課	子育て支援課		
事業計画	手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。		
評価	B	実施状況	児童扶養手当受給者数 1,419人 (R3年3月末) 児童育成手当受給者数 2,084人 (R3年3月末)
		評価理由	手当支給業務を適切かつ円滑に実施することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることに寄与できた。
次年度計画	手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。		

困難を抱える家庭への相談の実施

* 主な取組/事業	内容	実施状況
ひとり親相談の実施 (再掲) ----- 生活福祉課	ひとり親家庭が抱える子育ての悩みや経済的な問題などの相談に応じ、ひとり親家庭の自立へ向けた支援を行います。	1-(3)-②に同じ
女性相談の実施(再掲) ----- 生活福祉課	女性に対する暴力、ストーカー、買売春、若年層を含む性暴力など、女性の人権侵害や女性福祉に関する相談と、自立に向けた支援を行います。	1-(3)-②に同じ

生活支援の充実

* 主な取組/事業	内容	実施状況
出産費用の助成 ----- 生活福祉課	経済的理由により病院での出産が困難な妊産婦に対し、安心して出産できるよう出産費用を助成します。	入院助産利用件数 13件
福祉資金等の貸付事業 ----- 生活福祉課	女性及びひとり親家庭の経済的自立の助成と生活の安定の助長を図ります。	母子及び父子福祉資金貸付 修学20件、就学支度11件、転宅3件、住宅1件、生活1件 墨田区女性福祉資金貸付 修学資金 1件 墨田区ひとり親福祉応急小口資金貸付 3件
ひとり親家庭等医療費助成 ----- 子育て支援課	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成します。	令和3年3月末現在 助成世帯数 1,388世帯 受給者数 1,997人
児童養育家庭ホームヘルプサービス事業の実施 ----- 子育て支援総合センター	児童を養育する家庭で、出産や病気等で日常生活を営むうえで支障がある方に、ホームヘルパーを派遣し家事等を援助します。	件数 63件 延日数 407日 延時間 640時間

福祉団体等への補助事業

* 主な取組/事業	内容	実施状況
母子生活支援施設への助成 ----- 生活福祉課	母子家庭の自立を支援するため、母子生活支援施設に対し一般生活費等を扶助し、入所者への就労支援、子育て支援を充実していきます。	私立母子生活支援施設への助成費 10,246,657円
福祉団体への補助事業の実施 ----- 厚生課	福祉団体への助成により、ひとり親家庭の自立・自助意識を高め、健全な家庭生活と児童の育成を図ります。	すみだひとり親さくら会に補助金8万円を交付 ・会員数 70世帯 ・実施事業 ①ひとり親家庭同士の交流を深めることを目的としてイベント・親睦会の開催 ②ひとり親家庭の生活相談 ③研修の受講

基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
 施策の方向(4) 安心して暮らせる環境の整備を進めます
 課題② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が
 安全・安心に暮らせる環境づくり

生活・福祉サービス情報の提供

32	外国語翻訳アプリ、聴覚障害者コミュニケーション支援アプリ付きタブレット端末の窓口設置	
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容	外国人への通訳及び聴覚障害者等との円滑なコミュニケーションを図るため、翻訳アプリ等を備えたタブレット端末を窓口等に設置します。	
所管課	ICT推進担当	
事業計画	継続して利用を図る。	
評価	B	実施状況 外国語翻訳アプリ利用 ・ ・ ・年間6件 英語：4件、中国語：0件 その他言語（ベトナム語、ネパール語）：2件 聴覚障害者対応アプリ利用（スピーチキャンパス） ・ ・ ・年間0件
評価理由		通訳が必要な外国人や聴覚障害者と円滑なコミュニケーションを図るため、アプリケーションを活用できた。
次年度計画	継続して利用を図る。	

安心して暮らせるまちの整備促進

33	英語と中国語による外国人相談の実施	
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容	区内在住・在勤の外国人を対象に、日常生活での悩み事などを気軽に相談できる英語と中国語による外国人相談を行います。	
所管課	広報広聴担当	
事業計画	引き続き、外国人相談を実施する。	
評価	B	実施状況 外国人相談を実施した。 ・ 中国語（毎週水曜日）19件 ・ 英語（毎週水曜日）5件
評価理由		通訳が必要な外国人に対して、円滑なコミュニケーションのもと、適切に案内することができた。
次年度計画	引き続き、外国人相談を実施する。	

34	介護事業者対象人権講演会の実施	
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容	介護保険サービスを提供する事業者を対象に、人権問題に関する研修会・講習会等を実施し、意識啓発を行います。	
所管課	介護保険課	
事業計画	介護事業者全体連絡会で、人権問題に関する研修会・講習会を実施する。	
評	C	実施状況 全体事業者連絡会を年4回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面やオンライン等の開催方法を模索した結果、人権問題に関する研修会等の開催に至らなかった。なお、「墨田区ケア倶楽部」に記載することで、介護事業所向けに情報発信を実施しており、新型コロナウイルス感染症による人権への配慮に対する通知や介護現場におけるハラスメントに関する研修の手引き等の厚生労働省通知を通知した。
価		評価理由 全体事業者連絡会の開催方法を模索したことに伴い、人権に関する通知等の周知に留まったため。
次年度計画	介護事業者全体連絡会で、人権問題に関する研修会・講習会を実施する。	

35	バリアフリー化の促進	
めざす効果	ク	男女共同の安心安全
内容	区民が安全で安心して暮らせるよう、区内のバリアフリー化を促進します。	
所管課	厚生課	
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者、高齢者などのハンディキャップを持つ人たちを含めた、全ての方々が安全・快適に店舗等を利用できるよう、スロープやエレベーターなどの整備を行う場合に、要件を満たす方へその費用の一部を助成する。（民間施設整備助成金） ・ JR錦糸町駅総武緩行線ホームドアの整備に対し助成する。 	
評	B	実施状況 ・ 民間施設整備助成金実績 5件 ・ 令和2年度から3年度にかけて、JR錦糸町駅総武緩行線ホームドアの整備を行う予定である。
価		評価理由 ・ 民間施設整備助成金の助成金の交付により、区内のバリアフリー化が促進されたため。 ・ ホームドア整備に対する助成を予定していたが、計画変更により令和3年度に整備を行うことになったため。
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者、高齢者などのハンディキャップを持つ人たちを含めた、全ての方々が安全・快適に店舗等を利用できるよう、スロープやエレベーターなどの整備を行う場合に、要件を満たす方へその費用の一部を助成する。（民間施設整備助成金） ・ JR錦糸町駅総武緩行線ホームドアの整備に対し助成する。 	

生活・福祉サービス情報の提供

* 主な取組/事業	内容	実施状況
区公式ホームページでの自動翻訳サービスの導入 ----- 広報広聴担当	区公式ホームページにおける自動翻訳サービスにより、外国人にもわかりやすい情報を提供します。	区公式ホームページに自動翻訳サービス（英語・中国語（簡体字）・韓国語）を導入している。
外国語に対応したガイドブックの作成、配布 ----- 広報広聴担当	外国語に対応したガイドブックを作成、配布し、外国人にもわかりやすい情報を提供します。	墨田区で生活する外国人向けの生活ガイドとして、外国語での相談窓口や区役所での手続き等を案内する「墨田区外国語版生活便利帳」を発行している。また、すみだガイドマップを翻訳（英語・中国語・ハングル）した外国語版のガイドマップも発行している。
障害者福祉のしおり「フレイフレイマイペース」の配布 ----- 障害者福祉課	障害のある方に対する各種制度やサービスの案内、情報提供を行います。	内容変更に合わせて毎年改訂版を発行し、新規に手帳交付された方や各関係機関（区内各施設、警察署、消防署等）に配布した。なお、希望により個人にも配布している。冊子の配布のほかにも、ホームページ等での情報提供や新商品の開発、販売促進等を行い、性別に関わりなく一人一人が生き生きと輝いていけるよう取組を進めている。
高齢者福祉のしおり「たんぼぼ」の配布 ----- 介護保険課	介護保険制度や高齢者の福祉サービスの内容を65歳以上の方やその家族に情報提供します。	・毎月65歳を迎える区民のいる世帯および65歳以上の転入世帯へ高齢者福祉サービスのしおり「たんぼぼ」を配付した。 ・区公式ホームページにも高齢者福祉サービスのしおり「たんぼぼ」を掲載している。

安心して暮らせるまちの整備促進

* 主な取組/事業	内容	実施状況
区民参加型の家事援助の拡充（「ハート・ライン21」事業） ----- 厚生課	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会で実施している、区民参加型の家事援助を中心とした有料の在宅サービス「ハート・ライン21」に助成し、事業を推進します。	(令和2年度実績) ・利用会員 158人 ・協力会員 233人 ・利用人数(延) 748人 ・協力会員活動件数 2,931件 ・活動時間数 3,800.5時間
「あんしんバリアフリーマップ」の運営 ----- 厚生課	区公式ホームページにおいて、公共施設や区内店舗のバリアフリー情報を公開します。定期的に情報更新するとともに、新規施設の掲載や周知を進めます。	区公式ホームページにおいて、公共施設や区内店舗のバリアフリー情報を公開、掲載施設の随時調査 令和2年度アクセス数 104,696件

(安心して暮らせるまちの整備促進)

* 主な取組/事業	内容	実施状況
家庭相談の実施（再掲） 生活福祉課	夫婦関係や離婚の悩み、身近な男性からの暴力に関する相談、高齢者や引きこもりの相談などの支援を行います。	1-(3)-②に同じ
だれでもトイレの整備 道路公園課	ベビーチェア・ベビーベッド、オストメイト対応洗浄装置等を配備し、子育て中の方、オストメイトの方、車いすの方も使いやすい「だれでもトイレ」を整備します。	だれでもトイレの整備 若宮公園、とちのき児童遊園、隅田第二児童遊園
通訳翻訳ボランティア制度の導入 文化芸術振興課	在住外国人を支援するため、通訳翻訳ボランティアを登録し、区事業等で活用します。	令和2年度多文化共生事業における通訳・翻訳ボランティアの実績：12件 (実績例) ・子育て支援総合センター事業に係る通訳 ・公園案内サインの翻訳（都市整備課事業） ・小中学校のタブレット端末の利用についての確認書の翻訳（庶務課事業）
日本語ボランティア教室との協働 文化芸術振興課	在住外国人に日本語を教える区内の日本語ボランティア教室と連携し、ボランティア養成等緊密に協力していきます。	日本語ボランティア養成講座（初級・中級）を実施した。 【令和2年度実績】 ●初級 回数：全8回 参加者：12人 (定員12人に対し37人の応募) ●中級 回数：全2回 参加者：7人 (定員12人に対し7人の応募)
在住外国人支援施策の実施 文化芸術振興課	外国人とのコミュニケーションツールとしての「やさしい日本語」の普及啓発等、在住外国人を支援する各種事業を実施します。	区ホームページにて、新型コロナウイルス感染症についての情報を、「やさしい日本語」で掲載している。また、YouTube区公式チャンネルにおいて、日本人向けの「やさしい日本語」普及・啓発動画を公開している。

基本目標 2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

施策の方向 (1) 子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます
課題① 男女が共に担う子育てへの支援

男性の子育て参画支援

36	男性のための育児教室の実施 (パパのための出産準備クラス)		
めざす効果	ア	家庭・地域の意識高揚	
内容	男性も育児に関わることができるよう、育児に関する知識や技術についての講座を開催します。		
所管課	保健センター		
事業計画	パパのための出産準備クラス 向島16回、本所20回 の実施		
評価	B	実施状況	パパのための出産準備クラス参加者数 (向島) 12回開催 延べ165人 (男性: 165人) (本所) 16回開催 延べ269人 (男性: 269人)
		評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、回数を減らしたが、その後追加・実施方法の変更 (妊婦のパートナーのみ参加) で対応した。アンケートにて肯定的な意見が多かったため、内容的には想定通りの効果を発揮したといえる。
次年度計画	パパのための出産準備クラス 向島16回、本所20回 の実施		

37	男性の子育て参画支援講座の実施 (父親対象事業)		
めざす効果	キ	仕事と生活の調和	
内容	男性向けの講座を実施し、男性が子育てや家庭生活、地域活動に、積極的に関わることができるよう意識啓発を行います。		
所管課	人権同和・男女共同参画課 (すみだ女性センター)		
事業計画	1回の講座実施予定		
評価	B	実施状況	すみだパバスクール 3月 1回実施 ウェブ会議システムを活用して実施した。 講師: (一社)日本ベビーダンス協会 田中 由美子氏 内容: ベビーダンス講座 パパだからこそ盛り上がる遊び方 ※実施前に別日で事前ログイン会を実施 参加者数: 延べ (家族参加者を含む) 18人 (うち男性17人)
		評価理由	男性に子育てすることの楽しさを伝え、子育て参画への意識啓発を行った。 同じ境遇の参加者同士で、意見交換できる機会を提供することができた。
次年度計画	全2回または3回の連続講座実施予定		

出産・子育て応援事業

38		出産・子育て応援事業 「ゆりかご・すみだ」	
めざす効果		オ	女性の健康支援
内容		妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行い、関係機関と連携して必要な支援を行います。	
所管課		保健センター	
事業計画		妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行う。支援が必要な妊婦には支援プランを作成する。育児パッケージの配布	
評	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・面接者数 保健計画課 1,024人 (うち支援プラン作成49人) 向島保健センター 564人 (うち支援プラン作成33人) 本所保健センター 787人 (うち支援プラン作成36人) 子育て支援総合センター348人 (うち支援プラン作成22人) 合計 2,723人 (うち支援プラン作成140人) ・育児パッケージ配布数 2,744個 (5/1～3/31新型コロナウイルス感染症対策として1パック追加配布。5/1現在妊婦及び5/1以降妊娠届出者 3,524個)
		評価理由	妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行い、支援が必要な妊婦には支援プランを作成し支援を行うことができた。
次年度計画		妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行う。支援が必要な妊婦には支援プランを作成する。育児パッケージ3,000個	

39		学童クラブ事業の実施	
めざす効果		キ	仕事と生活の調和
内容		小学校低学年の児童が放課後に安心して過ごせる場として学童クラブを整備します。また、私立学童クラブに対し運営経費の一部補助を行います。	
所管課		子育て政策課	
事業計画		令和2年5月1日 江東橋児童館学童クラブ緑分室開設 令和2年7月中旬 中川児童館学童クラブ吾立分室開設 令和3年4月1日 公立学童クラブ1か所新設	
評	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学童クラブ48クラブ (新設：5月1日・1クラブ、7月16日・1クラブ、令和3年4月1日1クラブ) (定員増：4月1日 2クラブ各10名増、7月16日5名増) ・私立学童クラブ 6クラブ (うち1クラブは令和2年7月1日開設) 運営経費補助 私立6室
		評価理由	事業計画どおり、学童クラブの新規開設及び定員の拡充を行った。待機児童も発生していることから、引続き学童クラブの定員の拡充に努める。
次年度計画		令和3年4月1日 立川児童館学童クラブ定員拡充 公立学童クラブ1か所新設予定	

40	一時的に子どもを預かる子育て支援事業	
めざす効果	キ	仕事と生活の調和
内容	保護者が、病気や出産などで子どもの世話ができない時や育児が一時的に困難な家庭の子どもを預かり、子育てを支援します。	
所管課	子育て支援総合センター	
事業計画	継続して事業を実施することで、子育て支援を図ります。	
評	B	実施状況 緊急一時保育利用 人数 54人 延べ日数 899日 ショートナースリー利用 人数 0人 延べ日数 0日 ショートステイ利用 件数 14件 延べ日数 62日 (うち協力家庭 12件 49日間)
価		評価理由 事業計画通り実施したため。 (※ショートナースリーは、数件程度の利用相談等があったが実績に至らなかった。)
次年度計画	ショートナースリー事業は過去の利用実績や幼保無償化により、令和2年度で事業を終了しました。 緊急一時保育利用事業・ショートステイ利用事業は継続して事業を実施することで子育て支援を図ります。	

出産・子育て応援事業

* 主な取組/事業	内容	実施状況
子育ての相互援助活動の実施(ファミリー・サポート・センター事業)	多様化する保護者の保育ニーズにこたえるため、地域のコミュニティを活用し、会員同士で地域における子育ての相互援助活動を行い子育て支援を充実します。	ファミリー会員 995人 サポート会員 138人 両方会員 3人 活動件数 2,320件
子育て支援総合センター		
訪問型保育支援事業すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」	在宅で子育てする保護者が急な病気や体調不良等により子育てが困難になった場合、民間事業者に事業を委託し、保護者の自宅へ区が認定した子育てサポーターを派遣し、子どもを保育します。	登録件数 266件 在宅子育てママ救急ショートサポート 886件 2,299.5時間 病後児(軽症病児)保育 219件 1,277.5時間 緊急預かり 324件 752.5時間 療育タイムサポート 70件 160.5時間 エンジェルサポート 40件 87.5時間
子育て支援総合センター		
子育てサポーターの育成・活用	子育て経験が豊富であり、子育ての悩みを抱える親が気軽に相談できる子育てサポーターを育成し、区が実施する子育て支援事業等で活用します。	令和2年11月5日～12月12日の10日間実施(約40時間) 受講者9名、うち認定者7名
子育て支援総合センター		

(出産・子育て応援事業)

* 主な取組/事業	内容	実施状況
子育て自主グループの育成（子育て支援地域活動促進事業） ----- 子育て支援総合センター	地域で児童を育成する機能を活性化させる区民の自助・相互活動を促進し、子育て自主グループを育成します。	子育てを支援・応援する人々をつなぎ、情報交換や協力できる環境をつくるため、子育て支援ネットワーク化会議を開催した（1回）。
すみだ子育てアプリの配信・運用 ----- 子育て支援課	妊娠期から乳幼児の子どもをもつ保護者等が、容易に必要な情報を取得でき、また、産前・産後のアドバイスや、子どもの月齢に応じた区からのお知らせを個別に受け取ることができるアプリケーションを運用します。子育て世帯に適切な情報を届けることで、子育てにおける孤立防止につなげます。	すみだ子育てアプリ令和2年度ダウンロード数1,774件
すみだいきいき子育てガイドブックの配布 ----- 子育て支援課	子育て世帯に適切な情報を届けるため、出産準備や乳幼児の子育て、家庭教育、虐待防止、子育て支援の施策など、子育ての参考となるガイドブックを親子健康手帳（母子健康手帳）配布時等に配布します。	<ul style="list-style-type: none"> ・2019・2020年版（平成31年度30,000部発行）を配布した。 ・2021・2022年版（令和3年度30,000部発行）を作成した。

基本目標 2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

施策の方向 (1) 子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます
課題② 男女が共に担う介護（介助）への支援

介護（介助）者への支援の充実

41	男性介護者教室や認知症家族介護者教室の実施	
めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容	認知症など高齢者の介護について学ぶとともに、介護者同士の情報共有・ネットワークづくりを進め、介護者の負担軽減等を図ります。	
所管課	高齢者福祉課	
事業計画	認知症家族介護者教室 72回実施/年 男性介護者教室 12回実施/年 認知症普及啓発事業 96回実施/年	
評	B	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 随時 ・認知症家族介護者教室 41回実施/年 延べ444人参加 (内訳 男性119人 女性325人) ・男性介護者教室 8回実施/年 延べ74人参加 (内訳 男性73人 女性1人) ・認知症普及啓発事業 32回実施/年 延べ962人参加 (内訳 男性457人 女性505人)
価		評価理由 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため事業の実施を中止した期間もあるが、中止期間以外は概ね想定した事業内容、実施回数を達成しているため。
次年度計画	認知症家族介護者教室 48回実施/年 男性介護者教室 4回実施/年 認知症普及啓発事業 (一般)80回/年 (専門)32回/年 実施	

42	緊急一時介護・保護事業の実施	
めざす効果	キ	仕事と生活の調和
内容	心身障害者（児）緊急一時介護、障害者緊急保護等の事業を実施します。	
所管課	障害者福祉課	
事業計画	介護者が一時的に被介護者を介護することが困難となった場合、介護委託費用の助成、病院での被介護者の保護等を行う。	
評	B	<ul style="list-style-type: none"> ・支援施設緊急利用事業 利用者数 4人 述べ利用日数 399日 ・緊急一時介護・保護事業 病院保護：2人 15日間 介護費助成：述べ40.5日（40日+4時間以内1日） <p>この事業については、障害者福祉の手引き「フレーフレーマイペース」で周知している。</p>
価		評価理由 実績の多い少ないにかかわらず、この制度を利用することで、心身障害者（児）を介護する保護者が、その人らしく生活するための一助となっていることからWLBの推進という面で評価できる。
次年度計画	介護者が一時的に被介護者を介護することが困難となった場合、介護委託費用の助成、病院での被介護者の保護等を行う。	

介護（介助）者への支援の充実

* 主な取組/事業	内容	実施状況
障害者への巡回入浴サービスの実施	自宅にお風呂がないなど、家族介護による入浴が困難な重度心身障害者（児）に対して、入浴車を派遣し、入浴サービスを行うことにより、家族の負担を軽減します。	執行金額 6,700,770円 登録者13人、利用回数延べ614回 家族のニーズに応え、入浴サービスを実施し、家族の負担軽減を行った。この事業については障害者福祉の手引き「フレイフレーマイペース」で周知している。
障害者福祉課		
高齢者の総合相談窓口業務の実施	区内8か所にある高齢者支援総合センターで、介護者の相談に対応します。	高齢者の総合相談 令和2年度実績：新規相談 5,828件 継続相談 14,085件
高齢者福祉課		
常時介護受給者用施設の整備促進	常時介護を必要とする方が入所する特別養護老人ホームなどの施設整備を支援します。	令和3年度開設予定の特別養護老人ホームの施設整備について、令和2年6月工事着工及び予定通りの工事の進捗を確認し、開設に向け支援した。
介護保険課		
認知症高齢者の施設の整備促進	認知症のある高齢者が少人数で暮らし、専門的援助の受けられる認知症高齢者グループホーム等の整備を支援します。	認知症高齢者グループホーム整備事業候補者の公募を行い、1件の応募があったが、選定委員会の審査の結果、選定に至らなかった。 ※令和2年度で第7期介護保険事業計画は終了となるため、次年度以降の整備は第8期計画に基づき実施する。
介護保険課		
介護保険制度の普及と介護サービスの充実	介護を社会全体で支えるために、介護保険制度の普及とともに、介護サービスを充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護の日記念行事」の実施 令和2年11月6日～11月11日 1階アトリウム 介護者や高齢者の生活に役立つ情報を紹介するパネル展示 (特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援等の事業者による施設及びサービス内容紹介) ・「よくわかる介護保険（制度PR冊子）」の作成・配布 介護保険制度の周知を図るため、パンフレットを発行している。別冊となっていた総合事業の案内について、令和2年度から一冊にまとめた。 ・「墨田区のお知らせ介護保険特集号」の作成及び全戸配布63,000部
介護保険課		

基本目標 2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

施策の方向 (2) 男女がいきいきと働けるよう支援します
課題① 働く場での女性の活躍推進

管理・監督者への女性登用促進

43	女性職員へ管理職選考等の受験促進	
めざす効果	カ	男女共同参画
内容	管理職である女性職員の割合が、目標の20%程度となるよう女性職員に管理職選考等を受験するよう促進します。	
所管課	職員課	
事業計画	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性だけでなく誰もが働きやすい環境整備を目指しつつ、「職員育成基本方針」を踏まえたキャリアアップを進める研修等を実施するとともに、各所属で昇任試験の受験勧奨を行う。	
評	B	<p>女性の管理・監督職の割合や男性職員の育休取得率についての数値目標を掲げた「墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画」に基づき、経験年数等の節目においてキャリアアップを促進する研修を実施した。</p> <p>(目標値) 管理職における女性職員の占める割合20%程度 男性職員の育児休業取得率20%程度</p> <p>(参考) 管理職における女性職員の占める割合 約19.5%(令和2年度) 男性職員の育児休業取得率 約17.4%(令和2年度)</p> <p>女性職員だけでなく、男性職員も含め、若手職員向けにキャリアアップを進めるための研修等を実施するとともに、所属長を通じて昇任試験の受験勧奨を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修 (1回、50人) ・昇任選考 管理職受験者24人 (うち女性2人) <p>※平成30年度の行政系人事制度の改正により、総括係長職昇任及び係長職昇任については「選考」から「能力実証」に変更になった。</p> <p>※平成29年に改訂した「職員育成基本方針」に基づき、管理監督者の立場で活躍する女性職員の育成やワーク・ライフ・バランスを意識した職場づくりについて取り組んでいる。</p>
価		評価理由
次年度計画	「女性の就業生活における活躍に関する法律」に基づき、女性だけでなく誰もが働きやすい環境整備を目指しつつ、「職員育成基本方針」を踏まえたキャリアアップを進める研修等を実施するとともに、各所属で昇任試験の受験勧奨を行う。	

仕事と家庭の両立に資する保育の実施

44	保育に関する相談窓口の設置		
めざす効果	キ	仕事と生活の調和	
内容	保育コンシェルジュ事業を実施し、それぞれの家庭に適した保育サービスを案内します。		
所管課	子育て支援課		
事業計画	相談室「おひさまルーム」で毎週月曜から木曜まで相談を受け付けるほか、毎月1回の説明会「保活への第一歩」を開催する。		
評	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービス相談件数：1,372件（前年度1,538件） ・説明会「保活への第一歩」開催回数：8回（前年度11回）
価		評価理由	子育て家庭や妊婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるように、相談や情報提供、助言等必要な支援を行った。なお、新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、相談件数や説明会開催数が前年度比で減少しているが、予約制の導入や受入人数の制限により、感染拡大防止に留意しながら、事業を継続して実施した。
次年度計画	相談室「おひさまルーム」で毎週月曜から木曜まで予約制で相談を受け付けるほか、毎月1回の説明会「保活への第一歩」を開催する。		

女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実

45	すみだ人材発掘・就労支援プログラム事業の実施		
めざす効果	イ	性別に関係のない、個性・能力に応じた選択	
内容	区の産業の未来を支える人材を発掘し、地域での就職へと結びつけるため、若年者（39歳以下の男女）や子育て世代等の女性を対象に、企業見学ツアーや合同企業説明会などのイベントを実施します。		
所管課	経営支援課		
事業計画	合同企業説明会、就職支援セミナーの実施		
評	A	実施状況	合同企業説明会（オンライン形式）の開催（全3回） 参加者のうちアンケート回答者数46人（うち、女性33人） 就職者数13人（うち、女性8人）
価		評価理由	区内での就職を希望する女性と、区内中小企業とのマッチングを行うことができた。
次年度計画	合同企業説明会（年4回）の開催		

管理・監督者への女性登用促進

* 主な取組/事業	内容	実施状況
キャリアアップ研修の実施 職員課	キャリア形成や昇任へのチャレンジ意欲の喚起のため、キャリアアップ研修を実施します。	現任キャリア研修、係員10年目キャリア研修、主任10年目キャリア研修を実施
区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動 人権同和・男女共同参画課	区のお知らせや区公式ホームページ、啓発冊子等を活用し、女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図ります。	区ホームページ掲載 ワーク・ライフ・バランスセミナーでの啓発冊子配布

仕事と家庭の両立に資する保育の実施

* 主な取組/事業	内容	実施状況
定期的な保育の実施 (認可保育園、保育ママ、小規模保育所) 子ども施設課	保護者の就労等によって養育が困難になった子どもを、保護者に代わって保育園等の保育施設で保育します。	令和2年度認可保育園及び小規模保育所在園児数：6,752人 令和2年度保育ママ利用者延べ人数：643人
一時的な保育の実施 (緊急、延長、休日、病児・病後児) 子ども施設課	緊急一時保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、年末保育、育児リフレッシュを含めた一時保育等の特別保育事業を実施し、保護者の多様な保育ニーズに対応します。	緊急一時保育実施園数：公立保育園9園 私立保育園2園。定員に空きのある公立保育園、私立保育園、認証保育所等（施設による） 延長保育実施園数：公立保育園20園 私立保育園58園 休日保育実施園数：公立保育園 2園 私立保育園 0園 病児・病後児保育：都立墨東病院のみで実施 年末保育実施園数：公立保育園 4園 私立保育園13園 一時保育実施園数：公立保育園 4園 私立保育園 8園
待機児童解消対策の推進 子育て政策課	認可保育所、小規模保育事業所の整備を推進し、待機児童の解消を図ります。	令和2年8月に1園（認可保育所、定員113人）、令和3年4月に1園（小規模保育事業所、定員19人）を開所し、保育定員を拡大しました。

女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実

* 主な取組/事業	内容	実施状況
一般事業主行動計画の策定促進に向けた女性活躍推進に関する情報提供 ----- 人権同和・男女共同参画課	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進をはじめ、女性活躍推進に関する情報提供を行います。	区ホームページ掲載 女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業
職員の男女共同参画に関する理解を深めるための研修実施 ----- 職員課	墨田区職員研修実施計画に基づく各職層への研修を行うとともに、特別区職員研修所の人権研修等に派遣し、区の職員の男女共同参画に関する理解を深めます。	現任A研修、主任5年目研修、係長1年目研修で人権・同和・男女共同参画社会研修を実施
区職員対象の旧姓使用制度の実施 ----- 職員課	婚姻等により改姓があっても、旧姓を使用することを認め、就労上の便宜を図ります。	旧姓使用の範囲を拡充し、対外的な文書においても旧姓を使用することができることとするとともに、戸籍姓並びに戸籍姓及び旧姓を併記する場合を整理するため、「墨田区職員旧姓使用取扱要綱」の一部改正を行った。

基本目標 2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

施策の方向 (2) 男女がいきいきと働けるよう支援します
課題② 就業における男女共同参画の推進

就職に関するカウンセリングや相談

46	就職相談コーナー事業の実施「就職・仕事カウンセリングルーム」	
めざす効果	イ	性別に関係のない、個性・能力に応じた選択
内容	39歳以下の若年求職者やその親族、子育て世代等の女性を対象に、専門のキャリアカウンセラーが就職活動の進め方から仕事選び、適性診断等についてのアドバイスや就職後の相談に応じます。	
所管課	経営支援課	
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・就職・キャリア相談：毎週月～金曜日、第2・第4土曜日 13：00～17：00 水曜日のみ 15：00～19：00 ・臨床相談：毎月第2土曜日 13：00～17：00 	
評価	実施状況	就職・キャリア相談：毎週月～金曜日、第2・第4土曜日 13：00～17：00 臨床相談：毎月第2土曜日13：00～17：00 利用者数88人（うち、女性46人） 就職者数32人（うち、女性16人）
	評価理由	就職活動に困難を抱える求職者にカウンセリングを実施し、就職へ結びつけることができた。
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・就職・キャリア相談：毎週月～金曜日 13：00～17：00 水曜日のみ 15：00～19：00 ・臨床相談：毎月第2土曜日 13：00～17：00 	

労働に関する情報提供

* 主な取組/事業	内容	実施状況
国や都の資料の活用や関係機関と連携しての情報提供 ----- 人権同和・男女共同参画課	国・都から提供された資料及びパンフレット等を収集・配布し、育児・介護休業制度取得や短時間勤務の利用促進を図ります。	区役所1・2階パンフレットスタンド、14階窓口、すみだ女性センターで配布
女性の就労に関する情報の提供 ----- すみだ女性センター	労働基準法・男女雇用機会均等法、パートタイマーの権利等についての資料を窓口で配布することにより、男女の労働に関する共同参画について啓発します。	継続して窓口及び情報資料コーナーで配布している。

就職に関するカウンセリングや相談

* 主な取組/事業	内容	実施状況
就職情報の提供「就職支援コーナーすみだ」 ----- 経営支援課	求人や職業訓練など就労支援情報の提供及び相談体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・就職相談コーナーでは、就職を希望する39歳以下の若者及び子育て世代等の女性にキャリアカウンセリングを行い、個人の能力や適正に応じた就職ができるよう支援します。 ・すみだ人材発掘・就労支援プログラム事業では、区内中小企業の合同企業説明会等を開催し、地域での就職を支援します。

基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ

【女性活躍推進計画】

施策の方向(2) 男女がいきいきと働けるよう支援します

課題③ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動

47	ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会の実施		
めざす効果	キ	仕事と生活の調和	
内容	ワーク・ライフ・バランスの意義や方法を紹介し意識啓発を図ります。		
所管課	人権同和・男女共同参画課		
事業計画	セミナーを実施し、区民や事業者にワーク・ライフ・バランスの具体的な取組方法等を紹介する。		
評	B	実施状況	<p>東京都労働相談情報センターとの共催で実施しているワーク・ライフ・バランスセミナーは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止とした。</p> <p>事業者向けワーク・ライフ・バランスセミナーを、区で開催した。</p> <p>・コロナ禍の『疲れ』と『怒り』を和らげる～明日から使えるカウンセリングマインドとアンガーマネジメント～</p> <p>開催日：令和3年2月26日</p> <p>講師：社会保険労務士/産業カウンセラー 村田淳氏 特定社会保険労務士/アンガーマネジメント ファシリテーター 高野真子 氏</p> <p>概要：カウンセリングマインドとアンガーマネジメントについて</p> <p>参加者数：20人</p>
価		評価理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、共催事業は中止となったが、区単独主催のセミナーは、時事を捉え、今日的なテーマに取り組むことができた。
次年度計画	セミナーを実施し、区民や事業者にワーク・ライフ・バランスの具体的な取組方法等を紹介する。		

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動

* 主な取組/事業	内容	実施状況
区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動(再掲)	区のお知らせや区公式ホームページ、啓発冊子等を活用し、女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図ります。	2-(2)-①に同じ
人権同和・男女共同参画課		

「特定事業主行動計画」の策定・実行の推進

* 主な取組/事業	内容	実施状況
次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	「次世代育成支援対策推進法」第19条に基づき、職員の仕事と家庭の両立が図られるようにするため、勤務環境の整備等の目標を定め、それを達成するための取組を推進します。	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の一部改正に伴い、特定事業主行動計画で、第4章に「6 不妊治療を受けやすい職場環境の醸成」を追加する改訂を行った。
職員課		
女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	「女性の職業生活における活躍に関する法律」第15条に基づき、女性職員の活躍しやすい制度・環境と誰もが働きやすい環境づくりのための目標を定め、それを達成するための取組を推進します。	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の10年間の期間を前期5年、後期5年に区切り、後期5年において、前期5年における区の課題に対する目標への取組状況を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間に達成を目指す目標値を改めて掲げ、そのための取組を示した。
職員課		

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ

施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題① 意思決定過程への女性の参画推進

審議会等における女性委員の比率向上

48	審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大	
めざす効果	カ	男女共同参画
内容	区の審議会等の委員に女性を積極的に登用すること及び公募制の拡大を関係各課に働きかけ、女性のいない審議会をなくすように努めます。審議会等の女性委員の割合を、2023（平成35）年度までに30%にすることを目指します。	
所管課	人権同和・男女共同参画課	
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員の割合が30%になることめざし、積極的な女性の登用を働きかける。 女性委員の任用等を含む審議会等委員の公募制の導入について、関係各課に働きかけ、委員の女性比率の向上を図る。 審議会等の女性委員の割合調査で、女性の割合が10%未満の審議会に対し、その理由も調査する。 	
評	C	実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日現在の各種審議会・委員会への女性委員任用状況は27.0%（前年度比-1.7ポイント） 各審議会への女性委員の任用について、各課に基準日（4月1日）の状況を報告し、積極的登用を呼びかけた。 職員啓発紙「きらめき」第71号において、女性委員の任用状況と、任用促進のための具体的提案を含め掲載した。
価		評価理由 女性委員の任用増をめざし、附属機関委員等の選出選考時期に、当年度の数値を示しての依頼を各課にすることができた。また、職員啓発紙に、女性委員の任用について、具体的提案を掲載するなどの工夫はできた。しかし、目標の30%には届かなかった。
次年度計画	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員の割合が30%になることめざし、積極的な女性の登用を働きかける。 女性委員の任用等を含む審議会等委員の公募制の導入について、関係各課に働きかけ、委員の女性比率の向上を図る。 審議会等の女性委員の割合調査で、女性の割合が10%未満の審議会に対し、その理由も調査する。 	

審議会等における女性委員の比率向上

* 主な取組/事業	内容	実施状況
女性委員の比率に関する調査の実施と結果の公表	関係各課に毎年調査を行い、女性委員の登用率を把握するとともに、女性の参画状況を明らかにします。	男女共同参画推進プラン進捗状況報告書にて令和2年4月1日現在の審議会等における女性委員任用状況を公表 令和2年4月1日現在：27.0%
人権同和・男女共同参画課		

政治分野における女性の活躍推進

* 主な取組/事業	内容	実施状況
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の周知	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の周知に努めます。	リーフレットを、区役所1・2階リーフレットスタンド、14階窓口、すみだ女性センターで配布したほか、ワーク・ライフ・バランスセミナー等で配布
人権同和・男女共同参画課		

基本目標 3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ
 施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます
 課題② 地域における男女共同参画の推進

地域における男女共同参画意識の啓発

49	地域で助け合う小地域福祉活動の推進	
めざす効果	ク	男女共同の安心安全
内容	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会で推進している、町会・自治会を範囲とした地域単位で行う支えあい・助けあい活動である「小地域福祉活動推進事業」に助成し、地域共生社会の実現をめざします。	
所管課	厚生課	
事業計画	小地域福祉活動への支援、助成をおこない、活動の継続を推進する。 <事業計画> ・小地域福祉活動実施地区(35地区) ・ふれあいサロン実施地区(24地区) ・拠点型ふれあいサロン実施地区(4地区) ・おもちゃサロン(2カ所) ・地域福祉プラットフォーム(2カ所)	
評 価	実施状況	小地域福祉活動活動団体の支援、助成を行い、事業の推進を図った。 <事業実績> ・小地域福祉活動実施地区(33地区) ・ふれあいサロン実施地区(17地区) ・拠点型ふれあいサロン実施地区(4地区) ・おもちゃサロン(2カ所) ・地域福祉プラットフォーム(2カ所)
	評価理由	計画数には達していないが、ふれあいサロン2地区が小地域福祉委員会に移行し、地域の安心、安全の為の見守り活動が拡大した。 (小地域福祉委員会について、1地区は活動者の高齢化につき終了) ふれあいサロンについて、新型コロナウイルス感染拡大につき新規実施には至らなかったが、感染が落ち着き次第実施を検討している地区が2地区ある。
次年度計画	小地域福祉活動への支援、助成をおこない、活動の継続を推進する。 <事業計画> ・小地域福祉活動実施地区(36地区) ・ふれあいサロン実施地区(22地区) ・拠点型ふれあいサロン実施地区(4地区) ・おもちゃサロン(2カ所) ・地域福祉プラットフォーム(3カ所)	

男性の地域活動への参画支援

50	男性の社会貢献意識の向上促進（老人クラブ活動の活性化）		
めざす効果	ア	家庭・地域の意識高揚	
内容	高齢期を迎えた男女がともに地域の中で生きがいをもって暮らし続けるため、社会奉仕、友愛活動及び健康をすすめる活動を促進する老人クラブを支援します。		
所管課	高齢者福祉課		
事業計画	○友愛訪問活動 実施クラブ 100クラブ 訪問員 1,150人 対象 1,500人 訪問回数 19,000回 ○墨老連主催介護予防講習の実施 参加者数450人		
評	B	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブでの友愛訪問活動 実施クラブ 97クラブ 訪問員 2,853人 対象 2,895人 訪問回数 12,784回 ・墨老連主催介護予防講習の実施 参加者数 0人 (健康ウォーキング教室、筋力トレーニング教室、棒体操教室) ※老人クラブに加入している男性の方の中には、現役時代に地域活動を行う機会に恵まれなかった方も少なくない。そういった方々が、退職後に老人クラブに加入し、友愛訪問を始めとした地域活動を行うことで、社会貢献意識を養っている。
価		評価理由	新型コロナウイルス感染症の流行により、事業を中止した期間もあるため、実績数は昨年度より減少しているが、所期の効果を達成できたと考えているため。
次年度計画	○友愛訪問活動 実施クラブ 100クラブ 訪問員 1,150人 対象 1,500人 訪問回数 19,000回 ○墨老連主催介護予防講習の実施 参加者数450人		

地域における男女共同参画意識の推進

* 主な取組/事業	内容	実施状況
食育の普及、啓発 保健計画課	食育推進のネットワークを通して、普及啓発を図ります。	食育フェス2020において取ったアンケートについて、男女比が偏りすぎないように配慮した。 (女性65%、男性35%)

男性の地域活動への参画支援

* 主な取組/事業	内容	実施状況
定年後の男性の社会貢献意識の向上（シニア向け講座や介護教室の開催） 高齢者福祉課	定年後のシニア向け活動の場を提供し、社会参加や生きがいづくりを支援します。また、男性介護者教室を実施し、介護者の孤立を防ぐほか介護予防サポーターとしての活躍を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・男性介護者教室 8回実施/年 延べ74人参加（内訳 男性73人女性1人）。令和3年度以降は年4回の開催とし、内容及び若年代への情報提供を充実させる。

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ

施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題③ 防災・防犯における男女共同参画の推進

防災分野での男女共同参画の推進

51	避難所運営体制の構築		
めざす効果	ク	男女共同の安心安全	
内容	男女共同参画の視点に立った避難所運営体制の構築を目指します。		
所管課	防災課		
事業計画	出水期（台風シーズン）には、水害時避難場所を開設する可能性があるため、それに向けて地域防災活動拠点会議にて改めて男女共同参画の視点に立った避難所（水害時避難場所）の運営体制について検討する。		
評価	B	実施状況	令和2年度には避難所を開設するような災害はなかったが、男女共同参画の視点に立った運営体制構築の検討を進めた。
		評価理由	令和元年東日本台風時の避難所運営の課題について各種検証を行う中、男女共同参画の視点に立った運営体制構築を検討した。
次年度計画	地域防災活動拠点会議等にて、引き続き男女共同参画の視点に立った避難所運営の体制構築について検討する。		

防災分野での男女共同参画の推進

* 主な取組/事業	内容	実施状況
地域住民を対象とした防災講座の開催	防災士育成講座等を通して、男女共同参画の視点を持った人材育成を図ります。	墨田区防災士ネットワーク協議会において、全体定例会に追加し、女性防災分科会を設置した。今後、防災士の区民防災訓練への派遣（講話等の企画）を行い、男女共同参画視点をもった防災士の育成や区民啓発を行う。
防災課		
男女共同参画の視点で防災・防犯における意識啓発	男女共同参画の視点で防災・防犯に関する意識啓発を進めます。	継続して、講座等に組み込み実施する。
すみだ女性センター		

第3章

墨田区男女共同参画状況

- 1 政策方針決定への女性の参画状況
- 2 審議会等における女性委員任用状況

1 政策方針決定への女性の参画状況

(1) 議会

(令和3年4月1日現在)

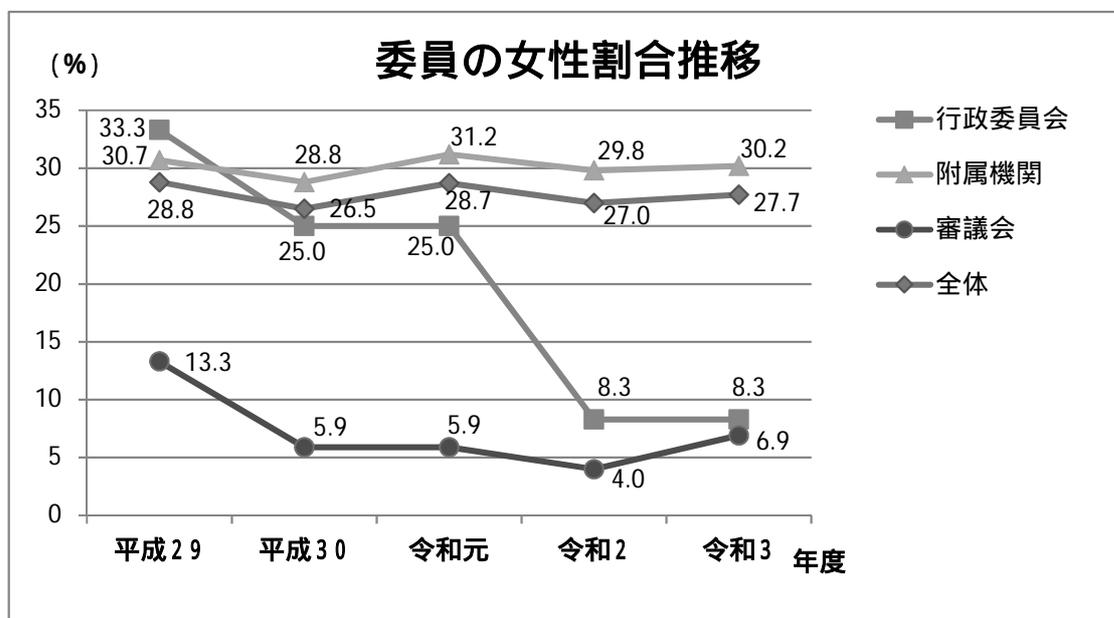
	総議員数	女性議員数	女性議員の割合
議員数	32	10	31.3%

(2) 委員会等

(令和3年4月1日現在)

	全委員会等数	女性委員を含む委員会等数	女性委員を含む委員会等の割合	全委員数	女性委員数	女性委員の割合
行政委員会	3	1	33.3%	12	1	8.3%
附属機関	56	49	87.5%	935	282	30.2%
審議会等	7	4	57.1%	101	7	6.9%
合計	66	54	81.8%	1,048	290	27.7%

区職員のみで構成する委員会を除く。



(3)職員

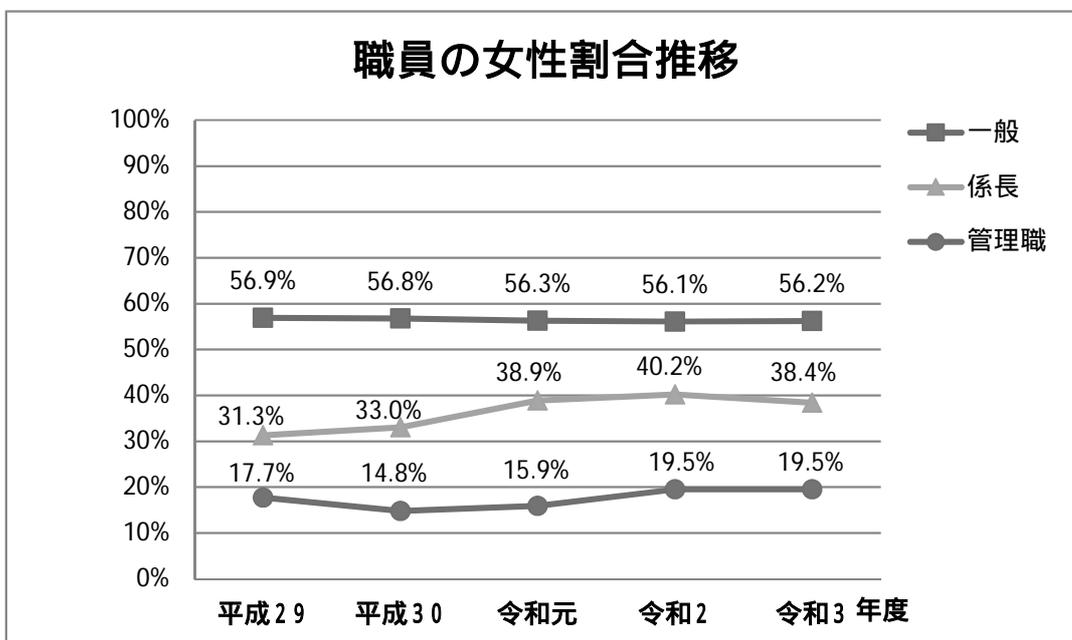
(令和3年4月1日現在)

		事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能系	教育関係	全職員数
管理職	全体	58	3	13	5		3	82
	女性	5	3	1	4		3	16
	女性の割合	8.6%	100.0%	7.7%	80.0%	-	100.0%	19.5%
係長職	全体	248	111	62	19	19	4	463
	女性	57	91	7	18	1	4	178
	女性の割合	23.0%	82.0%	11.3%	94.7%	5.3%	100.0%	38.4%
一般職	全体	780	275	103	44	121	14	1,337
	女性	398	253	25	41	20	14	751
	女性の割合	51.0%	92.0%	24.3%	93.2%	16.5%	100.0%	56.2%
合計	全体	1,086	389	178	68	140	21	1,882
	女性	460	347	33	63	21	21	945
	女性の割合	42.4%	89.2%	18.5%	92.6%	15.0%	100.0%	50.2%

フルタイム再任用71名を含む。

幼稚園職員については、園長は管理職、副園長は係長職、主任教諭及び教諭は一般職に計上した。

統括技能長・技能長・担当技能長は、係長職(技能系)に計上した。



2 審議会等における女性委員任用状況

令和3年4月1日現在

	今年	前年
審議会等の女性委員の割合（区職員のみで構成するものを除く）	27.7%	27.0%
審議会等の数（区職員のみで構成するものを除く。）	66 機関	64 機関
令和3年4月1日現在の女性委員の割合が30%に達しているもの	28 機関	26 機関
の中で女性委員の割合が40%に達しているもの	6 機関	15 機関
の中で女性委員の割合が50%に達しているもの	11 機関	9 機関
令和3年4月1日現在の女性委員の割合が30%に達していないもの	38 機関	38 機関

前年との比較

基準日	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
平成19年4月1日現在	57	54	94.7%
平成20年4月1日現在	57	53	93.0%
平成21年4月1日現在	61	52	85.2%
平成22年4月1日現在	61	44	72.1%
平成23年4月1日現在	54	43	79.6%
平成24年4月1日現在	57	48	84.2%
平成25年4月1日現在	64	52	81.3%
平成26年4月1日現在	65	47	72.3%
平成27年4月1日現在	64	53	82.8%
平成28年4月1日現在	63	55	87.3%
平成29年4月1日現在	63	53	84.1%
平成30年4月1日現在	58	49	84.5%
平成31年4月1日現在	65	55	84.6%
令和2年4月1日現在	64	49	76.6%
令和3年4月1日現在	66	54	81.8%

平成23年度より、区職員のみで構成する審議会等を除く。

審議会等の女性委員の割合調査結果

墨田区（令和3年4月1日現在）

行政委員会 地方自治法第180条の5に基づく委員会

名称	根拠法	担当課	委員総数	女性委員数	10%未満の場合の理由	女性割合
1 教育委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	庶務課	4	1		25.0%
2 選挙管理委員会	地方自治法	選挙管理委員会事務局	4	0	地方自治法182条より、議会による選挙で選ばれるため。	0.0%
3 監査委員	地方自治法	監査委員事務局	4	0	地方自治法196条より、区長が議会の同意を得て選任するため。	0.0%
行政委員会 地方自治法第180条の5に基づく委員会			12	1		8.3%

附属機関 地方自治法第202条の3（第138条の4）に基づく審議会等

名称	根拠法	担当課	委員総数	女性委員数	10%未満の場合の理由	女性割合
1 墨田区区民行政評価委員会	墨田区区民行政委員会に関する要綱	行政経営担当	0	0	令和3年度の開催予定なし	-
2 墨田区行財政改革推進会議	墨田区行財政改革推進会議設置に関する要綱	行政経営担当	9	2		22.2%
3 墨田区指定管理者選定委員会	墨田区指定管理者選定委員会に関する要綱	行政経営担当	18	1	委員が区職員のあて職のため。	5.6%
4 墨田区特別職給料等及び公務活動費審議会	墨田区特別職給料等及び公務活動費審議会条例	総務課	10	3		30.0%
5 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例	総務課	10	5		50.0%
6 墨田区行政不服審査会	墨田区行政不服審査会条例	総務課	5	1		20.0%
7 墨田区入札等外部審査委員会	墨田区入札等外部審査委員会の組織及び運営に関する要綱	契約課	3	1		33.3%
8 墨田区人権啓発基本計画改定検討委員会	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	人権同和・男女共同参画課	6	3		50.0%
9 墨田区男女共同参画推進委員会	墨田区女性と男性の共同参画基本条例	人権同和・男女共同参画課	15	8		53.3%
10 墨田区男女共同参画苦情調整委員会	墨田区女性と男性の共同参画基本条例	人権同和・男女共同参画課	3	2		66.7%
11 すみだ女性センター運営委員会	すみだ女性センター運営委員会設置要綱	人権同和・男女共同参画課	14	11		78.6%
12 墨田区いじめ問題調査委員会	墨田区いじめ防止対策推進条例	人権同和・男女共同参画課	0	0	教育委員会からの報告を受け、区長が必要と認める時区長が任命する委員をもって組織する。（実績なし）	-
13 墨田区国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	国保年金課	20	6		30.0%
14 墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金審査会	墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金条例	地域活動推進課	10	4		40.0%
15 墨田区産業振興会議	墨田区産業振興会議設置要綱	産業振興課	3	0	区職員については、宛て職であるため外部委員については、継続して委嘱しているため	0.0%
16 墨田区優秀技能者選考委員会	墨田区優秀技能者表彰実施要綱	産業振興課	15	1	区職員、区議会議員の委員は宛て職、業界代表者は団体等の推薦によるため	6.7%
17 民生委員推薦会	民生委員法	厚生課	11	3		27.3%
18 墨田区地域福祉計画推進協議会	墨田区地域福祉計画推進協議会設置要綱	厚生課	22	5		22.7%
19 墨田区社会福祉法人設立認可審査委員会	墨田区社会福祉法人設立認可審査委員会の組織、運営等に関する要綱	厚生課	7	0	区職員については、宛て職であるため外部委員については、継続して委嘱しているため	0.0%
20 墨田区災害弔慰金等支給審査委員会	墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例	厚生課	8	3		37.5%
21 墨田区障害者審査会	墨田区障害者審査会の定数等を定める条例	障害者福祉課	10	0	推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
22 墨田区障害者施策推進協議会	墨田区障害者施策推進協議会設置要綱	障害者福祉課	21	9		42.9%

	名称	根拠法	担当課	委員 総数	女性 委員数	10%未満の場合の 理由	女性割合
23	墨田区地域自立支援協議会	墨田区地域自立支援協議会に関する要綱	障害者福祉課	20	11		55.0%
24	墨田区介護認定審査会	介護保険法	介護保険課	119	48		40.3%
25	墨田区介護保険事業運営協議会	墨田区介護保険事業運営協議会設置要綱	介護保険課	24	8		33.3%
26	墨田区地域密着型サービス運営委員会	墨田区地域密着型サービス運営委員会設置要綱	介護保険課	11	4		36.4%
27	墨田区地域包括支援センター運営協議会	墨田区地域包括支援センター事業運営協議会に関する要綱	高齢者福祉課	16	6	委嘱は令和3年4月1日	37.5%
28	墨田区老人ホーム入所判定委員会	墨田区老人ホーム入所判定委員会設置要綱	高齢者福祉課	8	3		37.5%
29	墨田区公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律	保健計画課	8	0	医師会等から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
30	墨田区大気汚染障害者認定審査会	墨田区大気汚染障害者認定審査会条例	保健計画課	5	0	医師会等から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
31	墨田区公害健康被害診療報酬審査会	墨田区公害健康被害診療報酬審査会条例	保健計画課	5	0	医師会等から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
32	興行場法・旅館業法及び公衆浴場法運営協議会	墨田区興行場法・旅館業法及び公衆浴場法運営協議会条例	保健計画課	10	1		10.0%
33	墨田区保健衛生協議会	墨田区保健衛生協議会条例	保健計画課	27	5		18.5%
34	すみだ食育推進会議	すみだ食育推進会議に関する要綱	保健計画課	14	2		14.3%
35	墨田区がん対策推進会議	墨田区がん対策推進会議に関する要綱	保健計画課	0	0	令和3年7月に委嘱予定(20人まで)前任期が令和3年3月末までで、新任期は委嘱された日からのため現在は未確定としている。	-
36	墨田区感染症診査協議会	墨田区感染症診査協議会条例	保健予防課	9	3		33.3%
37	墨田区子ども・子育て会議	墨田区子ども・子育て会議条例	子育て支援課	25	13		52.0%
38	墨田区保育園給食調理業務委託事業者選定委員会	墨田区保育園給食調理業務委託事業者選定委員会に関する要綱	子ども施設課	8	4		50.0%
39	墨田区要保護児童対策地域協議会	墨田区要保護児童対策地域協議会に関する要綱	子育て支援総合センター	31	8		25.8%
40	都市計画審議会	墨田区都市計画審議会条例	都市計画課	20	2		10.0%
41	墨田区まちづくり検討委員会	墨田区まちづくり条例	都市計画課	5	1		20.0%
42	墨田区景観審議会	墨田区景観条例	都市計画課	8	2		25.0%
43	建築審査会	建築基準法	都市計画課	5	1		20.0%
44	建築紛争調停委員会	墨田区中高層建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例	建築指導課	4	1		25.0%
45	墨田区防災会議	災害対策基本法	防災課	50	2	各団体の推薦に基づき、任命しているため	4.0%
46	墨田区生活安全推進協議会	墨田区安全で安心なまちづくり推進条例	安全支援課	30	4		13.3%
47	墨田区国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	安全支援課	49	3	充て職のため	6.1%
48	墨田区老朽建物等審議会	墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例	安全支援課	7	1		14.3%
49	墨田区環境審議会	すみだ環境基本条例	環境保全課	15	4		26.7%
50	墨田区廃棄物減量等推進審議会	墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例	すみだ清掃事務所	18	8		44.4%
51	墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価委員会	墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価実施要綱	庶務課	3	0	極めて専門的な知識を必要とし適任者がいないため	0.0%

名称	根拠法	担当課	委員総数	女性委員数	10%未満の場合の理由	女性割合
52 墨田区学童災害共済審査会	墨田区学童災害共済条例	学務課	8	1		12.5%
53 墨田区学校給食協議会	墨田区学校給食協議会設置要綱	学務課	16	7		43.8%
54 墨田区就学相談委員会	墨田区就学相談委員会設置要綱	学務課	56	30		53.6%
55 墨田区立幼稚園就園指導委員会	墨田区立幼稚園就園指導委員会設置要綱	学務課	14	10		71.4%
56 墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会	墨田区いじめ防止対策推進条例	指導室	7	3		42.9%
57 青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法	地域教育支援課	41	13		31.7%
58 文化財保護審議会	墨田区文化財保護条例	地域教育支援課	7	1		14.3%
59 墨田区図書館運営協議会	墨田区図書館運営協議会要綱	ひきふね図書館	12	4		33.3%
附属機関 地方自治法第202条の3(第138条の4)に基づく審議会等			935	282		30.2%

根拠法欄に 印のある審議会等は、「墨田区附属機関の設置に関する条例」に基づくもの。

設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等（区職員のみで構成する委員会等を除く）

名称	根拠法	担当課	委員総数	女性委員数	10%未満の場合の理由	女性割合
1 すみだ北斎美術館資料収集委員会	すみだ北斎美術館資料収集委員会設置要綱	文化芸術振興課	3	0	適任者がいないため	0.0%
2 すみだ北斎美術館資料評価委員会	すみだ北斎美術館資料評価委員会設置要綱	文化芸術振興課	3	0	適任者がいないため	0.0%
3 墨田区献血推進運動協議会	墨田区献血推進運動協議会設置要綱	保健計画課	35	2	推薦された委員の中に女性が2人だったため	5.7%
4 墨田区放置自転車対策協議会	墨田区放置自転車対策協議会設置要綱	土木管理課	15	0	要綱により、協議会構成員を組織または組織の役職で指定しており、任意に選出等することはできないため	0.0%
5 墨田区交通安全対策協議会	墨田区交通安全対策協議会設置要綱	土木管理課	28	2	要綱により、協議会構成員を組織の役職で指定しており、任意に選出等することはできないため	7.1%
6 墨田区文化財調査員	墨田区文化財調査員設置要綱	地域教育支援課	3	2		66.7%
7 明るい選挙推進協議会	墨田区明るい選挙推進協議会規約	選挙管理委員会事務局	14	1	墨田区明るい選挙推進委員の各ブロック座長は各ブロックの互選により選ばれ、その他は規約により、あて職であるため。	7.1%
設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等			101	7		6.9%
+ + (都の報告値)			1,048	290		27.7%

【参考】 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等（区職員のみで構成する委員会等）

名称	根拠法	担当課	委員総数	女性委員数	10%未満の場合の理由	女性割合
1 墨田区行政情報化推進本部	墨田区行政情報化推進本部設置要綱	I C T推進担当	24	1	委員の構成は役職によって決まっているため	4.2%
2 墨田区指名業者選定委員会	墨田区指名業者選定委員会設置要綱	契約課	11	2		18.2%
3 墨田区物品及び業者選定委員会	墨田区物品及び業者選定委員会設置要綱	契約課	6	2		33.3%
4 墨田区財産価格審議会	墨田区財産価格審議会要綱	ファシリティマネジメント担当	12	1	委員の構成は役職によって決まっているため	8.3%
5 墨田区公有財産管理運用委員会	墨田区公有財産管理運用委員会要綱	ファシリティマネジメント担当	12	1	委員の構成は役職によって決まっているため	8.3%
6 墨田区公金運用管理委員会	墨田区公金運用管理委員会設置要綱	会計管理室	9	1		11.1%

女性割合は、小数点第2位を四捨五入している。

第4章

「墨田区男女共同参画推進委員会評価」

凡例

【墨田区男女共同参画推進委員会による評価】

基本目標に対して効果が	大きかった	
	あった	
	少しあった	
	なかった	×

基本目標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向(1)	男女共同参画意識を高めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、 **大きかった**、○**あった**、 **少しあった**、×**なかった**

施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	<p>区民一人一人に対する男女共同参画意識の高まりのきっかけを促すために鋭意努力している姿が感じられる。確実に個々人の意識下には男女共同参画に対する考え方が浸透してきている。また、教育現場における男女共同参画への取り組み、性差解消、ジェンダー平等についても一歩一歩進んでいると思われる。この点については、十分効果があったと捉えたい。</p> <p>ただし、個々人が集まる地域や家庭等の一定集団下におけるそれらの効果があったかといえば、その効果は薄いのではないか。コロナ禍ということもあり、十分な取り組みを行うことができなかつたと考えられるが、例えば、補助金の交付のみで男女共同参画の意識が高まると言えるのか。地域や家庭に対しては、積極的な事業展開を望む。</p>

課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
固定的な性別役割分担意識の解消 [事業番号1～4] (P.11～P.13)	○ あった	<p>区民に対して、男女共同参画意識を高めるために、様々な方策を駆使し、区民にPRしている姿勢が窺える。</p> <p>区報、CATV、ホームページ、区公式TwitterやFacebook、すずかけ、啓発講座等を通じ、地域、家庭、社会へと男女共同参画に対する心がけ、考え方、墨田区の取り組みなどを広く浸透させようとしている。</p> <p>このような取り組みは、すぐにその効果はあらわれるものではないが、継続していくことが重要である。</p> <p>なお、事業番号3においては、一部事業が実施できなかったが、WEB会議を活用してパパと赤ちゃんの講座である「すみだパパスクール」や中高生向けに「デートDV講座」を実施している。時機にあったテーマの講座を展開している。</p>
家庭、学校、地域における男女平等教育・学習の充実 [事業番号5～9] (P.14～P.17)	少しあった	<p>学校における男女共同参画に対する今年度の取り組みとして、区内公立中学校の標準服の見直しを計画し、女生徒にもズボンの着用を認めることとした(実際の実施は令和3年度から)。多様性への配慮、性差を感じさせない取り組みはまさに生活の中に自然に男女共同参画が取り入れられた形といえる。教育現場における今年度の評価はAとして良いのではないかと。</p> <p>地域・家庭における男女共同参画に対する取り組みについては、コロナ禍も影響してか、目立った取り組みが見当たらない。子ども会活動への参画に向けた意識啓発では、墨田区全体の子どものための活性化イベントの実施に補助金を交付しているのみで、実際に現場で活動している個々の子ども会への支援はなかった。子ども会が性別などにとらわれず自由に元気に活動するためには、現在の事業だけではなく行政の取り組みとして何が必要なのか再検討する必要がある。全般的な活性化に向けた企画が求められる。評価はBとしているが疑問が残る。</p>

基本目標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向(2)	一人ひとりの人権意識を高めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、 大きかった、○あった、 少しあった、×なかった

施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	<p>「区民一人ひとりの人権意識を高める」という大きな目的を考えた時、区報、ホームページなどすべての人を対象とした情報発信は効率的であり一定の成果は得られていると考えられるが、それらは一方的発信であり、それだけでは十分とは言えない。対象を絞ってのきめ細かい問題提起や発信方法の工夫が必要である。</p> <p>コロナの影響による各種講演会の中止は致し方ないが、それに替わる手段が検討されなかったことは残念である。</p> <p>従来より課題となっている施策の効果の検証方法の確立についての検討も残念ながら十分とは言えないが、社会的に問題になっているLGBTへの新しい取り組みやコロナ対応を評価し「○」とする。</p>

課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
人権意識の高揚と情報の適切な活用 [事業番号10～13] (P.18～P.20)	○ あった	<p>区報、公式ホームページへの掲載等でコロナに関連する題材をタイムリーに取り上げたことは評価できる。</p> <p>中止になった講演で予定されていたインターネットでの人権侵害は、社会的に重要かつ喫緊の課題である。講演内容の印刷物による配布など別の方法をとる工夫がほしかった。</p> <p>区の発行物の表現方法などに対する地道な点検、見直しは十分に評価される。加えて、男女平等の視点に基づいてそのような活動が行われていることを、教育現場等、より多くの人へ周知する事が重要である。回覧板、町内掲示板など老人、子供にも目に触れる形での情報発信の工夫も希望する。</p> <p>男女共同参画関連の記事が掲載された区報を委員に配布する配慮をお願いしたい。</p>
多様な性(LGBT等)の理解と尊重 [事業番号14～16] (P.21～P.22)	○ あった	<p>この課題は、法律の制定の検討など今年になってからも社会的に大きな話題になっている。</p> <p>コロナの影響で人権啓発基本計画の策定が延期されたこと、イベントが中止されたことは残念であるが、庁内での検討会の実施など新しい問題に対する取り組みを評価する。</p>

基本目標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向(3)	心とからだを尊重する社会づくりを進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、大きかった、○あった、少しあった、×なかった

施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	<p>DVが重大な人権侵害であること、いかなる状況にあっても決して許されるものではないという認識のもと、暴力の防止に関する情報の提供、相談窓口の周知、被害者の支援や関連各機関との連携など、各事業を計画通り実施している。また、コロナ禍で講演会が中止となったが、出前講座や、人の集まるイベントをパネル展に変更するなど工夫して事業を展開している。</p> <p>女性の健康支援についても、各種講演会、イベント、各種検査日の案内をタイムリーに情報発信ができています。</p> <p>各事業を計画どおり実施し予定した効果を発揮したが、より大きな効果を生み出すような取り組みを期待したい。</p>

課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
配偶者からの暴力(DV)の防止・早期発見・被害者支援 [DV防止基本計画] [事業番号17~20] (P.23~P.25)	○ あった	<p>DV予防の出前講座やパネル展を実施し、DVの予防啓発に努めることなどは、いままでと違った生活習慣の中でのイベントとして評価できる。</p> <p>すみだ女性センターの[女性のためのカウンセリング&DV相談]、生活福祉課の女性相談の実施や、DVが子どもへの虐待との関連が深いことから子どもの福祉面の支援等、関連機関とも連携し支援充実に努めていることなどが、基本目標に対し効果があった。</p>
男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶 [事業番号21~24] (P.26~P.29)	○ あった	<p>区のモラルハラスメント防止要綱は、国家公務員に適用されるパワーハラスメントに係る人事院規則(令和2年6月施行)の規則内容を満たすものであったため、区の対策として既に実施しているということは評価できる。</p> <p>男女共同参画社会を阻害する暴力の根絶に向け、ホームページや区報に暴力に関するテーマの記事を掲載したり、DV相談先一覧カードの配布を行うなど情報提供に努めている。また、人権教育に関する研修を実施し男女平等教育についての啓発を図っているなど、予定した事業計画を実施している。</p>
生涯を通じた女性の健康支援 [事業番号25~29] (P.30~P.35)	○ あった	<p>健康づくりに関する情報発信は、各種イベントの開始時期に合わせ、効果的な周知を図った。</p> <p>健康づくりを実践するための各種講演会については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止または実施回数を減らしたことは仕方がないが、新型コロナウイルス感染拡大の予防対策として実施方法の変更などを行ったことは、今後に活かされる取り組みである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症禍でありながら、事業を計画どおり実施している。</p>

基本目標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向(4)	安心して暮らせる環境の整備を進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、 大きかった、○あった、 少しあった、×なかった

施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	<p>本施策の方向(安心して暮らせる環境の整備)について、評価対象となる6事業うち、課題「経済的な困難を抱える人への支援」の2事業は、いずれもB評価であり、課題「高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり」の4事業は、B評価3事業でC評価1事業であった。後者は新型コロナウイルス感染症拡大予防対策下に事業実施が困難であったことによるものであり、総合評価として、効果は「○あった」段階と評価する。</p> <p>なお、課題の対象者からの「安心して暮らせる環境の整備」への要望と必要性は、高まっており、当該の人々が一層、困難な状況に置かれることから、行政としての支援の充実に向けた取組課題と位置付けられていたことは評価する。</p> <p>また、課題では、今後、支援領域が経済面のみでなく子育て・就労・養育費と包括的事業(「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」厚労省H30)構成に向けた展望が見えることが期待される。</p>

課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
経済的な困難を抱える人への支援 [事業番号30～31] (P.36～38)	○ あった	<p>ひとり親家庭に対して、高等職業訓練促進給付金・同修了一時金13件、自立支援教育訓練給付金4件の事業計画について、概ね(94%)実施したことは評価できる。墨田区の当該支援予定者概数に対して、事業計画規模が適正であるかについては、今後、自己評価が必要とされるが、次年度に向けて、29件(1.8倍)と事業の拡充が計画されており、本年度では、所管課自己評価のとおり「○あった」と評価した。</p> <p>ひとり親家庭に対して、所管の子育て支援課の重要な事業として、児童扶養手当約1,400人、児童育成手当約2,000人に支給され、生活安定と自立支援に寄与した。所管課が墨田区におけるひとり親困窮世帯数を踏まえて、事業実績が妥当であると評価したものが否かについて、今後の検討が必要と考えられた。</p>
高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり [事業番号32～35] (P.39～P.42)	少しあった	<p>外国人や聴覚障害者との円滑なコミュニケーション推進事業については、設置機器利用件数6件、相談利用件数24件と、当該者への十分な周知など、今後の検討を必要とされることから、所管課が次年度継続としてB評価としたことは適切と思われる。</p> <p>介護保険サービス提供事業者を対象とした人権理解に向けた研修会等事業については実施できず、厚生労働省通知等資料を周知したものの、C評価とした点は今後、オンライン開催等実施可能な方法の検討が期待される。</p> <p>移動障害などのある人へのバリアフリー整備実績は5件と進捗が示されたが、当初予定事業(JRホームドア整備助成)は次年度への変更事業と位置付けられた。公共施設や区内店舗のバリアフリー情報情報のホームページへの公開などは評価できる。</p>

基本目標 2	女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】 子育て、介護等を男女が共に担えるよう 環境整備を進めます
施策の方向(1)	

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、 大きかった、○あった、少しあった、×なかった

施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	<p>育児に対する両立支援制度は、支援策も数が多く充実しており、制度利用に関しても利用者が選択できうる状況になっており、安定した事業が行われているが、一方で介護に対する両立支援事業は、選択する程、種類がなく出遅れた感がある。</p> <p>介護離職を避けるためにも、国の政策を待つことなく、身近な行政(墨田区)で介護者に対する支援策の種類を増やすことはできないのか。介護者に対する環境整備を進めるために、支援事業をもっと増やして欲しい。介護の仕方を学ぶだけでなく、介護と仕事の両立、介護者が介護中心の生活とならないように自分らしく生きるための支援事業を展開してほしい。</p>

課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
男女が共に担う 子育てへの支援 [事業番号36～40] (P.43～P.46)	大きかった	<p>性別に関わらず、男女がともに妊娠期から義務教育終了までの子育て期を仕事と両立できるように子育て支援ネット等の整備、男性向けの育児講座開設、学童クラブの増設整備等を実施している。</p> <p>妊娠期からの切れ目のない子育て支援は性別を超えて男性も女性も安心して働くことができる。また、子どもを地域で育てていこうという方向性が見え、例年安定した事業を実施しており、基本目標に対する効果は持続している。</p> <p>全ての事業で所轄課評価が『B』なのは実に残念。この分野は、毎年、安定した成果を上げている事業であり、もっと自己評価を上げて良いのではないかと。毎年の積み重ねを受けて「大きな効果があった」とした。</p>
男女が共に担う 介護(介助)への支援 [事業番号41～42] (P.47～48)	○ あった	<p>介護する側が、介護をしながら自分の生活や仕事を大切にできるような支援事業の種類が育児に比べて少ないように思える。</p> <p>男性介護者教室の開催は、これまで女性にかかっていた介護を性別にとらわれることなく誰もが対応できる支援事業とした事で男女共同参画の観点から効果はあったと考える。</p> <p>ただし、介護教室参加後の介護者同士のネットワーク作りの支援事業が具体的に上がっていない。介護について学ぶのはもちろんの事、とかく一人になりがちな介護。介護者が自分らしい生き方をするための支援事業をもっと推し進めてほしい。</p>

基本目標 2	女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】
施策の方向(2)	男女がいきいきと働けるよう支援します

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、大きかった、○あった、少しあった、×なかった

施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	<p>女性がキャリアをあきらめず男女ともにいきいきと働くことにつながるテーマとして今、法改正を前に男性育休取得推進への関心が世の中全体で高まっている。墨田区でも職員が率先して取得率を上げることで、民間企業で働く区民への啓発ができると考えており、直近の最重要テーマの一つとして取り組んでほしい。</p> <p>コロナ下で実施が難しい事業も多い中、一定の成果をあげたため、基本目標に対する効果はあったという評価だが、課題の と はそもそも目標が数値化できておらず評価が難しいところもあった。そのためか所轄課評価でも前年度を踏襲するような文面が目立ったため、目標設定から精査していただきたいと考える。</p>

課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
働く場での女性の活躍推進 [事業番号43～45] (P.49～P.52)	○ あった	<p>管理職のうち女性職員の占める割合を20%程度にするという目標値に対して19.5%と、前年度の15.9%から3%以上増加したため、キャリアアップを促進するための研修などの効果があったとみられる。一方で男性職員の育児休暇取得率は17.4%と前年度からの増加率は0.3%のみだった。上司からの声掛けなど以前から工夫しているとのことだったが、民間企業では収入減が男性育休取得の最大の壁という厚労省の調査もでているため、給与補償も含め検討いただきたい。</p> <p>保育コンシェルジュ事業は、コロナ下で相談件数は減ったものの保育園入園までの不安に寄り添う相談や説明会を継続して実施できたといえる。</p> <p>区内中小企業と区内で就職を希望する若年層のマッチング事業も、コロナで開催規模を縮小しオンラインで実施したため就職者数は半減したが女性の割合は増加した。介護や販売業など幅広く活躍の場を紹介できたと考える。</p>
就業における男女共同参画の推進 [事業番号46] (P.53～54)	○ あった	<p>就職・キャリア相談では失業や離職、転職、就職浪人とさまざまなケースの方をサポートしており、なかでも今回は飲食や航空などコロナ禍の影響を受けた業種からも相談があったと同った。</p> <p>育児中にコロナ失業し、子連れで転職も難しいという女性などにとって、このような相談窓口のニーズは今後も高まると予想されるため、引き続き充実した幅広いサポートを行ってほしい。</p>
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 [事業番号47] (P.55～56)	○ あった	<p>都労働相談情報センターとの共催セミナーは、中止となったとのことだが、区単独で開催したアンガーマネジメントをテーマにしたセミナーは、参加者の満足度が概ね高く、コロナ禍でも心穏やかに過ごすヒントを提供できる内容だったと評価する。</p> <p>この事業の所管課においてはオンライン配信ができないとのことだが、コロナ収束後も感染症拡大などにすぐ対応できるようオンライン配信ができる環境整備や予算確保を検討してほしい。</p>

基本目標 3	性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ
施策の方向	男女共同参画の視点で地域力を高めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、 大きかった、○あった、 少しあった、×なかった

施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	地域における男女共同参画活動は、各方面に働きかけを続けることにより、意識改革につながるとされる。新型コロナウイルス感染予防の観点から、活動が制限される中で「地域における男女共同参画の推進」において見守り活動が拡大したことについて高く評価する。また「防災・防犯における男女共同参画の推進」については、男女問わず全ての住民に関係する事なので一人ひとりの意識を高められるよう、活動に期待したい。

課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
意思決定過程への女性の参画推進 [事業番号48] (P.57)	○ あった	墨田区における各審議会への女性委員の割合について30%という数値目標が設けられており、達成には至らなかったという結果が出ているが、各委員の選出選考時期に女性委員の登用について働きかけるなど活動としての評価はできる。目標数値に届かない理由を分析し、目標達成に向けた行動を期待する。
地域における男女共同参画の推進 [事業番号49～50] (P.58～P.59)	○ あった	男性の地域活動への参画支援として、男性介護者教室の開催があり、介護者の孤立を防ぐという、介護サポーターとしての活躍が期待されるなど、高齢化社会を支える取組として評価したい。新型コロナウイルスの感染予防に努めながら、地域活動の参加者が増える事を期待する。
防災・防犯における男女共同参画の推進 [事業番号51] (P.60)	○ あった	地震、水害時の避難所運営体制に関しては男女の参画が強く求められる。老若男女不特定多数の人が集まる避難所において、女性の視点に配慮した設備等が用いられる為にも、墨田区防災士ネットワーク協議会における、女性防災分科会の活動に期待する。

基本目標 1 ~ 3

総括評価

○ あった

令和2年度墨田区全体事業数 146 事業のうち、男女共同参画推進プランに関わり 51 事業を評価対象とし、各所管課延べ 55 部署が、男女共同参画推進課による第5次計画フォーム7項目(めざす効果・事業内容・事業計画・実施状況・評価理由・次年度計画・評価段階)を用いて、自己評価を行った。

男女共同参画推進委員会においては、所管課自己評価資料に基づいて、基本目標(1~3)、施策の方向(7件)、施策17課題について、第三者評価として協議を行い、以下の総括評価に至った。

評価は、基本目標ごとの4段階評価(~ x)とし、「計画事業の実施・進捗」と「男女共同参画視点の充実」、「区民反応の把握」等に関する総合評価とした。その結果、総括評価として基本目標に対して各所管課の事業は、男女共同参画推進計画の基本目標に「効果があった」()と評価した。

1. 総括評価の理由

1)委員会では、施策の方向7件について総合評価は全7件について(効果あり)とし、施策17課題のうち14件82%(効果あり)と評価し、昨年度評価より11%向上した。その他1件が(効果大)・2件が(少しあり)であり、(効果なし)は皆無であったことにより、総括評価を(効果あり:○)とした。

2)評価内容として、施策課題で事業進捗の(効果大:)との評価は、基本目標2(1) (男女が共に担う子育てへの支援)であり、妊娠期から義務教育終了までに、男女が安心して子育てと仕事を担えるように企画され、各種事業は子どもを地域で育てていこうという方向性が見え、安定的に実施して効果を上げている。計画の効果が(少しあり:)の評価は、基本目標1(1) (地域における男女平等教育・学習の充実)であり、子ども達のためのイベントの活性化に向けた行政の取り組みとして、墨田区全体を視野にいれた行政事業としての展開が必要と考えられた。また、基本目標1(4) (多様な困難を抱える人の環境整備)では、各種施策の利用対象人数は限定的であり周知徹底を含め、次年度の進捗が期待される。

2. 講評

1)昨年度に引き続き、所管課による評価事業数を厳選した結果、所管課の事業企画・内容が焦点化され、事業推進が可視化された。一方で、事業の規模や参加人数実績など具体的記述に止まる所もあり、どのように進捗があったかについての所見の記載を期待したい。5年間について同一事業の評価であるので、前年度評価に対して積み上げの進捗があるかなど、継続した検討の視点が必要とされる。

2)コロナ禍にあり、全般的に、対面や集会形式の事業実施に制約がある中で、遠隔的な活動や情報発信事業など、各課で工夫をして男女共同参画に関する行政の事業を継続したことは評価できる。とくに、DV被害支援や虐待防止対策・相談など増大する事態への精力的な連携対応を高く評価できる。

3)男女共同参画推進施策には、教育現場では標準服の見直しや指導教材・資料、台帳の見直しなど積極的な事業推進がみられた。なお、本施策には、多様な社会的課題の事業が含まれており、今後、高齢者介護を支える男女協働他、貧困・障害・国籍等現代的課題を検討した事業進捗が期待される。

4)第5次計画評価項目として、評価段階には評価理由の記載を求めているが、A(予定を上回る効果)とB(予定した効果)との違いが読み取りにくい。その点からも、所管課による「事業計画とねらい」と対応した「効果」について、前年度と比べた評価法の検討を期待する。また、事業計画欄で目的を具体化する、B評価の際に次年度計画欄では、次年度にどう進めるかなどを記載して頂きたい。

5)意思決定過程への女性の参画推進は、経年的に進められている所であり、他自治体等の動向を参照した数値的な評価をして、墨田区の特色として目標と進捗について示すのは如何かと思われた。

参考資料

「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」

目次

前文

第1章 総則(第1条 第8条)

第2章 性別による差別の禁止等(第9条)

第3章 基本的施策(第10条 第13条)

第4章 苦情調整機関(第14条 第21条)

第5章 墨田区男女共同参画推進委員会(第22条 第27条)

第6章 雑則(第28条)

付則

日本国憲法にうたわれている個人の尊厳と両性の本質的平等は、すべての人に保障されている権利であり、その権利の実現は、私たち墨田区民の共通の願いでもある。

墨田区は、中小企業や自営業者が多く、その中において女性は、事業経営に積極的にかかわりつつ、家庭生活、地域活動等において重要な役割を果たし、下町すみだの発展を支えてきた。

墨田区では、このような地域性を踏まえつつ、これまで男女共同参画社会の形成に向けてさまざまな施策を着実に推進し、性別による差別の解消に努めてきた。

しかしながら、現代社会には、家庭、職場、学校、地域社会等において性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行が、今なお存在し、その解消が急務となっている。

また、本格的な少子高齢化の進展、家族形態及び雇用形態の多様化等に適切に対応し、一人一人が輝くまちすみだとして発展していくためには、性別を問わずその個性と能力を十分発揮できる機会が確保されることが重要である。

私たちは、性別により差別されることなく、地域の中で、お互いの人権を尊重し、女性と男性が共に責任を分かち合う男女共同参画社会を形成し、もって個人の尊厳と法の下での平等を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、区、区民、事業者及び地域団体の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 女性及び男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって女性及び男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 区民 日本国籍を有するか否かにかかわらず、区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (3) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 地域団体 区内において活動拠点を有し、地域活動を行う団体をいう。
- (5) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、女性又は男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会を形成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) すべての人が性別による差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。

- (2) すべての人が性別による役割の固定化をもたらす社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を充分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- (3) 性別にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 性別にかかわらず、すべての人が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- (5) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

(区の責務)

- 第4条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進しなければならない。
- 2 区は、男女共同参画施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じなければならない。
 - 3 区は、男女共同参画施策を推進するに当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。

(区民の責務)

- 第5条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、社会のあらゆる分野における活動において、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。
- 2 区民は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(地域団体の責務)

- 第7条 地域団体は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その団体活動に関し、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。
- 2 地域団体は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(区、区民、事業者及び地域団体の協働)

- 第8条 区、区民、事業者及び地域団体は、協働して男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

第2章 性別による差別の禁止等

(性別による差別の禁止等)

- 第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。
- 2 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「ドメスティック・バイオレンス」という。)を行ってはならない。
 - 3 何人も、性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害し、又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること(以下「セクシュアル・ハラスメント」という。)をしてはならない。
 - 4 何人も、公衆に表示する情報において、女性に対する暴力的行為を助長する表現その他の性別による差別を助長する表現を行ってはならない。

第3章 基本的施策

(行動計画の策定)

- 第10条 区長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 区長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 3 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、区民、事業者、地域団体等の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、第22条に規定する墨田区男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第11条 区長は、行動計画に基づく施策の実施状況について、年次報告書を作成し、区民に公表しなければならない。

(推進施策)

第12条 区は、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に必要な事項の調査研究、普及及び広報に関する施策
- (2) 家庭、職場、学校、地域社会等において性別による役割の固定化又は差別的な取扱いを受けることにより、社会活動における選択の自由が制約されることのないよう必要な措置を講ずる施策
- (3) 女性と男性が、共に協力し合うことにより、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立することができるよう必要な支援に関する施策
- (4) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場における男女共同参画社会の形成への取組に対する必要な支援に関する施策
- (5) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の防止及びこれらの被害者に対する支援に関する施策
- (6) 事業者に対する雇用の分野における情報の提供その他の必要な支援に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を促進するために必要な施策

(拠点施設)

第13条 区は、男女共同参画社会の形成に関し、区民、事業者、地域団体等による活動の支援、相談、情報収集その他の男女共同参画施策の推進を積極的に行う拠点施設を設置するものとする。

第4章 苦情調整機関

(設置)

第14条 区長は、次条第1項に掲げる事項について、区民、事業者及び地域団体(以下「区民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するため、墨田区男女共同参画苦情調整委員会(以下「苦情調整委員会」という。)を設置するものとする。

(申出の範囲)

第15条 区民等が、苦情調整委員会に申し出ることができる事項の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 性別による差別等、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められる事項又は侵害されるおそれがあると認められる事項に関する事。
 - (2) 区が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関する事。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、区民等は申出をすることができない。
- (1) 裁判において係争中の事項又は判決等のあった事項
 - (2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項
 - (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項
 - (4) この条例に基づく苦情調整委員会の判断に関する事項

(所掌事務)

第16条 苦情調整委員会は、区民等からの申出について、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 前条第1項に規定する事項に係る調査又は区民等に対する調査に係る協力要請に関する事。
- (2) 前号の調査(前条第1項第1号に規定する事項に係る調査に限る。)に基づき行われる関係者に対する助言、指導、是正の要請及び意見の表明に関する事。
- (3) 第1号の調査(前条第1項第2号に規定する事項に係る調査に限る。)に基づき行われる是正措置等を求める勧告又は改善意見の表明及び当該勧告又は改善意見の公表に関する事。

(職務の遂行)

第17条 苦情調整委員会は、前条に規定する事務を行うときは、合議によりその決定を行うものとする。

(定数等)

第18条 苦情調整委員会の委員(以下「苦情調整委員」という。)の定数は3人以内とし、男女共同参画社会の形成に関し優れた人格・識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

(兼職の禁止)

第19条 苦情調整委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の長若しくは議会の議員、政党その他の政治団体の役員又は苦情調整委員会の公正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあると区長が認める職を兼ねることはできない。

(委員の任期)

第20条 苦情調整委員の任期は2年とする。ただし、苦情調整委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 苦情調整委員は、再任されることができる。ただし、在任期間は、連続して2期を超えることができない。

(守秘義務)

第21条 苦情調整委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 墨田区男女共同参画推進委員会

(設置)

第22条 男女共同参画施策を推進するため、区長の附属機関として、墨田区男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第23条 推進委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 行動計画の策定又は変更及び男女共同参画社会の形成に関する重要事項について区長の諮問に応じ、調査し、及び審議し、答申すること。

(2) 男女共同参画施策の実施状況について調査し、及び審議し、区長に意見を述べること。

(組織)

第24条 推進委員会の委員(以下「推進委員」という。)は、15人以内とし、男女共同参画社会の形成について学識経験を有する者、区民、事業者(法人その他の団体にあっては、その代表者)、地域団体の代表者等の中から、区長が委嘱する。

2 推進委員は、女性又は男性のいずれかの一方の性が委員の総数の6割を超えてはならない。

(委員の任期)

第25条 推進委員の任期は2年とする。ただし、推進委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進委員は、再任されることができる。

(関係機関等への協力要請)

第26条 推進委員会は、必要に応じて、区民等その他委員以外の者に対し、推進委員会の会議への出席、意見、説明又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(部会の設置)

第27条 推進委員会に部会を置くことができる。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成18年10月1日から施行する。

墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書

令和4年1月

発行:墨田区総務部

人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当

墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL : 03-5608-6512



ひと、つながる。
墨田区